令和８年度利用の方用

幼稚園・認定こども園
保育所・地域型保育

（家庭的保育事業・小規模保育事業）

利用の御案内

お願い

この冊子には，幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業の利用手続きや必要となる書類，保育サービス等を掲載しております。
よくお読みいただき，内容を了承した上でお申込みください。

水戸市こども部 幼児保育課

〒310−8610　水戸市中央1−4−1　水戸市役所　1階
☎代表029-224-1111（内線6081，6082，6083，6084）／☎直通029-232-9243

水戸市 子育てナビ
みとっこ1丁目

【令和８年度】
保育利用申込み

市内の認可保育所（園）等
一覧 及び 申込み状況

保育利用関係書類
ダウンロード

教育・保育給付認定、認定区分について
令和８年度利用申込み
利用申込みに必要なもの
利用者負担金
利用開始後の手続き
Q&A
各施設の御案内
施設一覧
各施設マップ

保育利用申込み前のチェックリスト

(1) 事前確認

- □ 申込みから利用開始までの流れを確認した
- □ 申込み要件を確認した

(2) 提出日

- □ 受付期間を確認した

(3) 提出書類確認（8ページ）

全員必要

- □ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書
- □ 保育利用申込書
- □ 家庭状況等調べ
- □ 保育利用に関する確認票及び同意書
  ※LINEで作成された方は、上記書類は不要です。生成された二次元コードを窓口に提示してください。
- □ 保育の必要性を証明する書類
- □ マイナンバーの「番号の確認」と「本人確認」に必要な書類

該当者のみ必要（8～9ページ）

- □ 同居の祖父母（65歳未満）の就労証明書等
- □ ひとり親を証明する書類
- □ 生活保護を受けていることを証明する書類
- □ 同居の家族の障害者手帳等の写し
- □ 水戸市外に住民登録をしている方のマイナンバー入りの住民票（単身赴任等）
- □ 申込みをするお子さんの診断書等
- □ 市区町村民税課税証明書等
- □ 保育料等の軽減を受けるための書類
- □ 水戸市に転入予定であることが分かる書類

任意提出

- □ 児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

目　次

1　教育・保育給付認定，認定区分について…… 2

2　利用申込みについて

(1)　幼稚園・認定こども園（1号認定）…… 4

(2)　認定こども園（2号・3号認定）・保育所・地域型保育事業…… 5

3　利用申込みに必要なもの…… 8

4　利用者負担金について……14

5　利用開始後の手続き……18

6　Q＆A……18

7　各施設の御案内……19

8　施設一覧……46

水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ（裏表紙）

1 教育・保育給付認定，認定区分について

(1) **幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用するときは，お子さん一人ごとに，水戸市の教育・保育給付認定が必要となります。**

(2) 認定には，**教育標準時間認定（１号認定といいます。）と保育認定（２号・３号認定といいます。）**があります。認定区分の中から，選択して認定の申請をしてください。

(3) **お子さんの年齢や保育の必要性の有無により，**認定区分が決まります。また，認定区分に応じて，**利用できる施設，時間が異なります。**

認定区分，利用できる施設・事業

認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設・事業
	年　齢	保育の必要性	利用できる時間	
教育標準時間認定 １号認定	満３歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
満３歳以上・保育認定 ２号認定	満３歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
満３歳未満・保育認定 ３号認定	満３歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業 （家庭的保育事業・小規模保育事業）

利用できる時間

○教育標準時間（１号認定）※４時間を標準として各施設にて設定

預かり保育	教育標準時間＝４時間を標準	預かり保育

○保育標準時間（２号・３号認定）：１か月あたり120時間以上の就労等で保育が必要な世帯

延長保育	保育標準時間＝１日上限11時間	延長保育

○保育短時間（２号・３号認定）：１か月あたり64時間以上120時間未満の就労等で保育が必要な世帯

延長保育	保育短時間＝１日上限８時間	延長保育

※各施設の開設時間は，20ページ以降に記載しています。

○２号・３号認定を受けた方の利用時間（保育必要量）について

２号・３号認定を受けた方は，保育を必要とする事由や就労等の時間に応じ，保育必要量（保育標準時間または保育短時間）を市が決定します。それぞれの時間帯の範囲内で，保育が必要な時間に応じて施設を利用してください。なお，保育標準時間，保育短時間の時間帯は施設により異なります。

また，それぞれの時間帯を超えて施設を利用した場合は，延長保育となります。

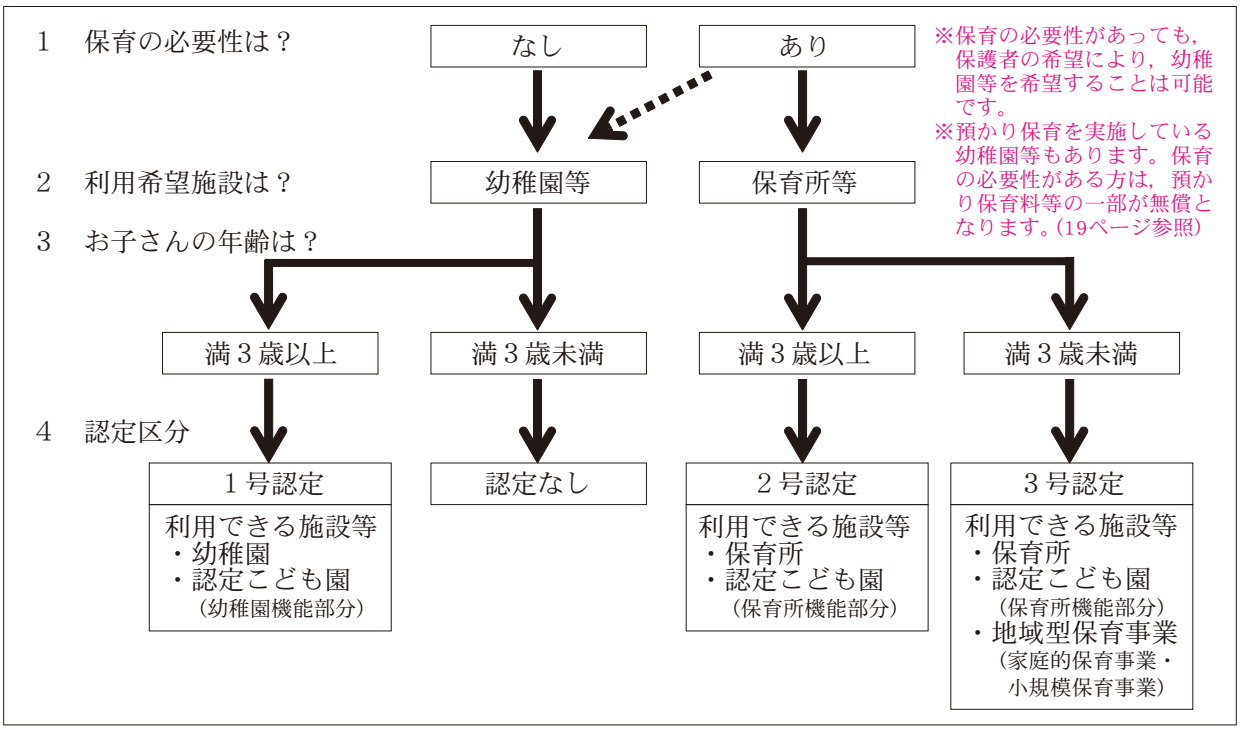

保育を必要とする事由・認定有効期間等

○１号認定

保育を必要とする事由	利用時間	認定有効期間
なし	教育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで

○２号認定・３号認定

保育を必要とする事由	利用時間（保育必要量）	認定有効期間	
		２号認定	３号認定
①**就労**（月64時間以上）	保育標準時間（月120時間以上の就労） 保育短時間（月64時間以上120時間未満の就労）	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
②**妊娠・出産**	保育標準時間	おおむね出産予定日２か月前（多胎妊娠の場合は出産予定日４か月前）から，出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの最大４か月（多胎妊娠の場合は最大６か月）	
③保護者の**疾病・障害**	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
④同居または長期入院等している親族の**介護・看護**（月64時間以上）	保育標準時間（月120時間以上の介護・看護） 保育短時間（月64時間以上120時間未満の介護・看護）	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
⑤**災害復旧**	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
⑥**求職活動**（起業準備を含む。）	保育短時間	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○利用開始日から起算して90日を迎える日の属する月の末日まで	
⑦**就学**（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	保育標準時間（月120時間以上の就学） 保育短時間（月64時間以上120時間未満の就学）	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○保護者の卒業・修了予定日の属する月の末日まで	
⑧**虐待やＤＶのおそれ**があること	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
⑨**育児休業取得**時に，既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間	育児休業の開始日から終了日の属する月の末日まで	
⑩その他，**上記に類する状態**として市区町村が認める場合	申請内容による	申請内容による	

2 利用申込みについて

2－1 幼稚園・認定こども園（１号認定）の利用申込みについて

施設の種類	対象年齢		詳細
幼　稚　園	市立	令和８年４月１日時点で３歳または４歳から就学前まで ※施設により対象年齢が異なります。各施設の対象年齢は20ページを御覧ください。	20ページ
	私立	令和８年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。	21ページ
認定こども園（幼稚園型）		令和８年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。	22ページ～25ページ
認定こども園（幼保連携型）	市立	令和８年４月１日時点で４歳から就学前まで	26ページ～28ページ
	私立	令和８年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。	

申込みから利用開始まで

準　備

- 申込書類の準備
  希望の施設で申込書類をお受取りください。
- 見学・相談
  御家庭やお子さんに合った施設を見つけるため，見学をおすすめします。見学を希望する場合は，事前に施設に連絡をしてください。**疾病や障害，アレルギーのあるお子さんは，希望する施設に相談してください。**

↓

認定申請・入園願書の提出

- **受付場所　利用を希望する幼稚園・認定こども園**
- **受付期間**

	令和８年度４月入園	令和８年度途中入園
市立	令和７年11月４日(火)～11月10日(月) （土・日曜日を除く） 午前８時30分～午後４時30分	随時 （土・日曜日，祝日，年末年始除く）
私立	令和７年11月１日(土)又は４日(火)から受付 詳細は各施設にお問合せください。	各施設にお問合せください。

↓

面　接

- 定員超過の場合，施設が定めた方法による選考が行われます。
- 保護者とともに各施設で面接・健康診断等を受けてください。
  日程の都合が合わない場合には，施設へ連絡し，調整してください。

↓

確認・認定

- 教育・保育給付認定申請書は，施設を通して幼児保育課に提出されます。
  幼児保育課の職員が，世帯状況等について電話等で確認をする場合がありますので御協力ください。
- ８～９ページの８～11，13，14に該当する場合は，記載の必要書類も施設に御提出ください。
- 提出された書類をもとに，市が教育・保育給付認定（１号認定）を行います。
- **事実と異なる虚偽の記載があった場合は，認定申請を却下し，利用開始後に明らかになった場合は，認定を取消します。**

↓

通　知

- 各施設から利用決定の通知書を送付します。
- 市から支給認定証，利用者負担額決定通知書等を郵送します。

↓

利用開始

2－2 認定こども園（２号・３号認定）・保育所・地域型保育事業の利用申込みについて

施設の種類		対象年齢	詳細
認定こども園		幼稚園型　令和８年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。	22ページ～25ページ
		幼保連携型　生後２か月から就学前まで ※リリー幼稚園は令和８年４月１日時点で３歳から就学前まで ※チャイルドランドナーサリーは３歳になる年度の３月末まで	26ページ～28ページ
保育所		生後２か月から就学前まで ※平須保育所，一の牧保育所は１歳３か月から ※こばと保育園分園，こばと東保育園分園，はぐくみの森あさひ保育園，あさひまちなか保育園は３歳になる年度の３月末まで	29ページ～40ページ
地域型保育事業	家庭的保育事業	生後６か月から３歳になる年度の３月末まで	40ページ～41ページ
	小規模保育事業	生後２か月から３歳になる年度の３月末まで	42ページ～45ページ

受付期間・結果連絡予定日

◇令和８年度４月から利用を希望する場合

一次募集

受付期間	結果連絡予定日
令和７年10月14日（火）～10月22日（水） **【完全予約制】**　※予約の方のみの受付となります。 **令和７年10月23日（木）～11月10日（月）** **【予約優先制】**　※予約以外の方も受付けます。予約以外の方は番号札を引いてお待ちください。	令和８年１月中旬頃 全員に郵送します。

※予約方法については，水戸市公式LINEでお知らせする予定です。

締切日後の提出は，一次選考の対象外となります。

※希望施設の追加・順位変更や不足書類は令和７年11月10日（月）まで受付けます。不足書類として11月11日（火）以降に提出された書類は，二次選考から反映します。

二次募集

一次選考で内定にならなかった方は，自動的に二次選考の対象となります。
二次選考を希望しない場合は，幼児保育課に御連絡ください。

受付期間	結果連絡予定日
令和７年11月11日（火）～令和８年２月13日（金）	令和８年３月中旬頃 内定者のみ電話連絡します。

◇年度途中（令和８年度５月以降）の利用を希望する場合

締切日後に提出されたものは次月分の選考からの対象となります。

<table>
<tr><th>利用希望月</th><th colspan="2">受　付　期　間</th><th>結果連絡予定日</th></tr>
<tr><td>５月</td><td colspan="2">令和８年２月16日(月)～４月10日(金)</td><td>４月17日(金)から数日中</td></tr>
<tr><td>６月</td><td colspan="2">４月13日(月)～５月８日(金)</td><td>５月15日(金)から数日中</td></tr>
<tr><td>７月</td><td colspan="2">５月11日(月)～６月10日(水)</td><td>６月17日(水)から数日中</td></tr>
<tr><td>８月</td><td colspan="2">６月11日(木)～７月10日(金)</td><td>７月17日(金)から数日中</td></tr>
<tr><td>９月</td><td colspan="2">７月13日(月)～８月10日(月)</td><td>８月17日(月)から数日中</td></tr>
<tr><td>10月</td><td colspan="2">８月12日(水)～９月10日(木)</td><td>９月17日(木)から数日中</td></tr>
<tr><td>11月</td><td colspan="2">９月11日(金)～10月９日(金)</td><td>10月16日(金)から数日中</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>10月13日(火)～11月10日(火)</td><td rowspan="4">※令和９年度４月以降も利用希望の方は10月中旬からの一次募集期間にもお申込みください。</td><td>11月17日(火)から数日中</td></tr>
<tr><td>１月★</td><td>11月11日(水)～12月10日(木)</td><td>12月17日(木)から数日中</td></tr>
<tr><td>２月★</td><td>12月11日(金)～令和９年１月８日(金)</td><td>１月18日(月)から数日中</td></tr>
<tr><td>３月★</td><td>１月12日(火)～２月10日(水)</td><td>２月17日(水)から数日中</td></tr>
</table>

● 令和９年度４月利用申込受付期間には，令和９年度利用申込書の提出と同時に令和８年度途中（１月★～３月★）利用申込書の提出が可能です。

※出生前の申込みはできません。

※育児休業等からの復職により利用する場合，利用開始月の翌月15日までに復職する必要があります。
保育所等入所後，復職を確認します。利用開始の翌月15日までに復職できない場合は退所（退園）となります。

※利用希望月中に産前産後休業に入る場合は，妊娠・出産を事由としての申込みとなります。

御注意ください

申込書は令和８年度３月（令和９年３月）利用分まで有効です。

令和９年度４月利用の一次募集期間までに内定にならず，次年度も利用を希望する場合は，令和９年度４月利用の一次募集期間に**再度申込みが必要**です。

令和９年度４月の申込みについては，詳細が決まり次第「広報みと」や水戸市ホームページ等でお知らせします。

参考　（令和７年度途中利用の受付期間・結果連絡予定日）

利用希望月	受　付　期　間	結果連絡予定日
令和７年度11月	令和７年９月11日(木)～　10月10日(金)	10月17日(金)から数日中
12月	10月14日(火)～　11月10日(月)	11月17日(月)から数日中
１月★	11月11日(火)～　12月10日(水)	12月17日(水)から数日中
２月★	12月11日(木)～令和８年１月９日(金)	１月19日(月)から数日中
３月★	１月13日(火)～　２月10日(火)	２月17日(火)から数日中

● 令和８年度４月利用申込受付期間には，令和８年度利用申込書の提出と同時に令和７年度途中（１月★～３月★）利用申込書の提出が可能です。

内定を辞退した場合，**申込みも取下げとなります。翌月以降も選考を希望する場合は，再度申込みが必要です。**なお，取下げをした場合，入所保留通知書の発行はできませんので御注意ください。

（詳しくは12ページ参照）

申込みから利用開始まで

準　　備

- 申込書類の準備
  申込書類は８～９ページの「利用申込みに必要なもの」に沿って御準備ください。
  申込書類に不備がある場合，利用調整時（選考）に不利になったり，受付できないことがあります。締切に余裕をもって御準備ください。
- 見学・相談
  御家庭やお子さんに合った施設を見つけるため，見学をおすすめします。見学を希望する場合は，事前に施設に連絡をしてください。**疾病や障害，アレルギーのあるお子さんは，希望する施設に相談してください。**

↓

申込書類の提出

受付場所：幼児保育課
受付時間：午前８時30分～午後５時15分（水曜日は午後７時まで）
（土・日曜日，祝日，年末年始を除く）
受付期間：５～６ページの「受付期間」を御覧ください。
※令和７年度12月～３月に利用希望の場合は，令和８年度４月利用申込と同時に幼児保育課でお申込みください。

- 利用者負担金等に滞納がある場合は，**納付相談後に**お申込みください。

↓

確　　認

- 幼児保育課の職員が，世帯状況・就労状況等について確認をしますので御協力ください。
- **事実と異なる虚偽の記載があった場合は，内定取消とし，利用開始後に明らかになった場合は，保育の実施を解除します（退所となります）。**

↓

認　　定・利用調整（選考）

- 提出された書類をもとに，家庭で保育できない時間に応じて，市が教育・保育給付認定（２号・３号認定）を行います。
- 選考基準に基づき選考を行い，**保育の必要な度合の高い世帯が優先**で利用内定となります。**抽選や先着順ではありません。**
- ４月二次選考は，一次選考後の空き状況に応じて行います。なお，一次選考で内定にならなかった方は，二次選考の対象となります。

↓

結果の連絡

- ４月一次選考対象の方には，１月中旬頃に結果を郵送にて通知します。
- ４月二次選考対象の方には，３月中旬頃に内定者のみ電話連絡します。
- 年度途中に利用が内定した方には，６ページの「結果連絡予定日」に記載されている期間中に電話連絡します。
- ４月二次選考，年度途中で内定にならなかった場合は，12ページの「内定にならなかった場合」をお読みください。

↓

面　　接

- 利用が内定した児童は，保護者とともに各施設で面接・健康診断等を受けてください。
  面接・健康診断を受けない場合は内定取消となります。また，面接・健康診断等の状況により内定取消となる場合があります。
  日程の都合が合わない場合には，施設へ連絡し，調整してください。

↓

通　　知

- 内定した方には，市から支給認定証，保育利用承諾通知書，利用者負担額決定通知書等を郵送します。
- 内定にならなかった方には，初回のみ利用希望月の前月末頃までに入所保留通知書を郵送します。

↓

利用開始

- 利用が決まった月の１日から利用開始となります。
- 利用開始当初は，ならし保育（短い時間の保育）があります。ならし保育の期間も１か月分の利用者負担金が発生します。

3 利用申込みに必要なもの

申込書類は，あらかじめ自宅等で御準備ください。**※世帯員のマイナンバーの記載欄があります。**

全員必要

1　**施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書**
2　**保育利用申込書**※
3　**家庭状況等調べ**
4　**保育利用に関する確認票及び同意書**※

> 1～4は，**申し込む児童1人につき1枚提出が必要です。**また，令和7年度利用申込をする場合は，令和7年度分の提出が必要です。

※1～4は，LINEでの作成も可能です。
※育児休業給付金の支給期間延長手続き等のために，利用申込書等の写しが必要な方は，あらかじめ御自身で写しをとって保管しておいてください。詳細は，13ページを御確認ください。

5　**保育の必要性を証明する書類（保護者それぞれ①～⑧のいずれかが必要です。）**

事由	必要な書類	対象者
①就労（被雇用者）	就労証明書	父　母　祖父　祖母
②就労（自営・農業）	就労状況申告書	父　母　祖父　祖母
③求職活動	誓約書	父　母　祖父　祖母
④妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載されたページ）	母
⑤疾病・障害（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書，障害者手帳，療育手帳等の写し（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑥介護・看護（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書，障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証等の写し（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑦就学（ア及びイ）	ア　在学証明書，学生証の写し（いずれか） イ　時間割，カリキュラム（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑧拘禁	拘禁を証明する書類	父　母　祖父　祖母

※生計同一の同居人（未入籍の場合も含む。）がいる場合，その方の書類の提出も必要です。
※①②の事由に該当する方で，就労見込みの場合や，利用の基準に満たない場合は，③の誓約書の提出も必要です。
※就労証明書は，証明日が就労開始前の日付である場合，就労開始後に再度提出する必要があります。

6　**マイナンバーの「番号の確認」と「本人確認」に必要な書類**
10ページをお読みください。

該当者のみ必要

7　**受付時点で同居または今後同居予定の祖父母がいる場合**
満65歳未満※1の同居（敷地内同居の場合も含む。）祖父母がいる場合は，その方の書類※2の提出が必要です。
※1　満65歳とは，利用開始月の1日の時点での年齢です。
※2　上記「5　保育の必要性を証明する書類」のいずれかを御提出ください。

8　**ひとり親・両親不存在世帯の場合**

児童の状況	必要な書類
離婚調停中で，住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）
その他の場合（ア，イのいずれか）	ア　児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は，本市で確認を行うので提出不要です。 イ　離婚届受理証明書または戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住所が別々になっていない場合は，ひとり親として取り扱いません。（世帯分離は別々とはみなしません。）

9　**生活保護を受けている場合**
被保護証明書または受給証の写し（生活福祉課で発行）

10　**同居の家族に障害等がある方がいる場合**
身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特別児童扶養手当認定通知書，障害基礎年金証書の写し（いずれか）

該当者のみ必要

11　水戸市外に住民登録をしている方がいる場合（単身赴任等）

住民票の写し（住民登録をしている市区町村で発行）

※国内に住民登録がない方はパスポートの写し（氏名・生年月日・顔写真等のページ）

12　申込みをする児童にアレルギーや疾病等がある場合

○施設利用については本人面接，疾病等の程度，医療行為の有無を考慮したうえで集団生活が可能かどうか判断します。なお，**申込みにあたっては，利用希望施設をあらかじめ見学し，相談することをおすすめします。**

○経過観察中の場合にも，必要に応じて提出していただく場合があります。

児童の状況	必要な書類
アレルギー疾患があり，施設利用上，特別な注意が必要な場合	「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の写し（原本は利用内定時に施設に提出）
障害や疾病がある場合 （アは必須。イは取得している場合のみ）	ア　専門医または専門機関の意見書や診断書等 ※記載内容については事前に幼児保育課にお問合せください。 イ　障害者手帳，療育手帳（取得している場合）の写し

13　令和７年１月１日以降に水戸市に転入した場合

必要な年度		必要な書類	対象者
令和７年１月１日時点の住民登録が市外の場合 ※利用希望月が令和８年９月以降の場合は提出不要です。	令和７年度	①市区町村民税課税（非課税）証明書（各年１月１日時点で住民登録があった市区町村で発行） ②市区町村民税納税通知書の写し ③市区町村民税特別徴収税額通知書の写し（①～③のいずれか）	父　母 祖父　祖母
令和８年１月１日時点の住民登録が市外の場合	令和８年度		

※マイナンバーを確認させていただいた方は提出不要です。ただし，住民税の申告を行っていない場合は，マイナンバーを用いて税情報を照会しても税額が確認できませんので，住民税の申告を行ってください。

※生活保護を受けている方は提出不要です。

※市区町村民税非課税者（収入がなかったため扶養に入っていた方を含む。）も非課税証明書を提出してください。

※家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や，生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は，その方の書類も必要になり，利用者負担金算定の対象となります。

14　兄・姉が児童発達支援施設等を利用している場合（16ページ参照）

在園証明書（保育料の軽減を受けるための書類です。）

15　水戸市に転入予定の場合

転入予定確認書，現住所地の住民票の写し，転入日と転入先住所が分かるもの（賃貸借契約書や住宅の売買契約書の写し等，引き渡し日が分かるもの）

※利用を希望する月の前月末までに水戸市へ転入手続きが完了することが確実な場合は，転入前でも幼児保育課で利用申込みの受付が可能です。ただし，転入日が確実になってからの受付となります。

任意

16　児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

水戸市では，児童手当受給者が利用者負担金等を滞納している場合に，児童手当受給者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しております。詳しくは18ページの4－8を御覧ください。

- **申込書類に不備がある場合，選考時に不利になったり，受付できないことがあります。受付期限に余裕を持って御準備ください。**
- 発行や準備が間に合わない書類がある場合は，受付期間内に幼児保育課へ御相談ください。
- 調査の結果，必要に応じて提出書類を追加していただく場合があります。指定する期日までに幼児保育課へ御提出ください。

◆【マイナンバーの「番号の確認」と「本人確認」に必要な書類】について

●御持参いただくもの

1．**「番号の確認」**に必要な書類 …… **世帯全員分**

同一の世帯員について，それぞれ下記①～④のいずれかの原本または写し

①　マイナンバーカード（個人番号カード） 　※写しの場合は，裏面（個人番号記載面）をコピーしてください。 ②　通知カード ③　住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの） ④　住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）

※「個人番号通知書」については，お問合せください。

2．**「本人確認」**に必要な書類 …… **申請者（保護者）**または**代理申請で来庁した方**の分

申請者（保護者）または代理申請で来庁した方の書類等で，下記①または②いずれかの原本

①　写真表示がある書類の場合は１点 　マイナンバーカード，運転免許証，パスポート，住民基本台帳カード，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，在留カード，特別永住者証明書，運転経歴証明書 ②　写真表示のない書類の場合は２点以上 　健康保険被保険者証，年金手帳，児童扶養手当証書，特別児童扶養手当認定通知書

※代理で来庁した方の場合は，申請者（保護者）からの委任状も必要です。

※提示や提出が困難な場合や手続きについて御不明な点がある場合は，お問合せください。

御協力ください

【きょうだいが認定こども園（２号・３号）・保育所・家庭的保育・小規模保育を利用中の方】

４月利用申込み　きょうだいの継続入所確認書（３歳到達児転園の方は継続入所確認書と転園申請書類）も一緒に御持参ください。

年度途中利用申込み　８～９ページの５，７～11及び13～15は，内容に変更がない場合は提出不要です。

広域利用

転入または転出予定の場合や，里帰り出産，住所地と就労先の市区町村が異なる場合などに，住民登録がない市区町村の施設を利用できる制度があります。

水戸市外に住民登録があり，市内の施設の利用を希望する方

	転入予定の方	転入予定以外の方
受付場所	**ア　水戸市幼児保育課**（転入先住所と転入日が確実な場合） または **イ　住民登録がある市区町村の担当課**	**住民登録がある市区町村の担当課**
受付期間	**5～6ページの「申込みの受付期間」を御確認ください。** ※住民登録がある市区町村からの申込みの場合，受付期間内に水戸市幼児保育課に申込書類が届いている必要があります。**受付期限に余裕を持って住民登録がある市区町村に提出してください。**	
利用申込みに必要なもの	アの場合　8～9ページ参照 イの場合　（①～③を住民登録がある市区町村に提出） ①住民登録がある市区町村指定の書類 ②転入日と転入先住所が分かるもの（賃貸借契約書や建築確認書の写し等） ※提出がない場合，転入予定とみなせず，選考上不利になる場合があります。 ③祖父母が保育できないことを証明する書類（転入時に満65歳未満の祖父母と同居予定がある場合） ※満65歳未満とは，利用開始月の1日の時点での年齢です。	①～②を住民登録がある市区町村に提出 ①住民登録がある市区町村指定の書類 ②祖父母が保育できないことを証明する書類（受付時点で満65歳未満の同居祖父母がいる場合） ※満65歳未満とは，利用開始月の1日の時点での年齢です。
備考	アの場合 利用月前月末までに転入手続きを完了してください。 転入手続きが完了していない場合，内定取消となります。 イの場合 転入後，ただちに水戸市の申込書等の提出が必要です。 幼児保育課で手続きをしてください。	●原則として，保護者の就労先または祖父母の居住地が水戸市にあることが必要です。 ●原則として，水戸市民から先に選考を行い，受け入れ枠に余裕がある場合に，他市区町村の方を利用内定とします。
	●水戸市で定める保育を必要とする事由の基準を満たす必要があります。（3ページ参照） ●利用希望施設は5か所まで選べます。ただし，住民登録がある市区町村で受付の場合，住民登録がある市区町村で制限がある場合があります。	

水戸市内に住民登録があり，市外の施設の利用を希望する方

受付場所	**水戸市幼児保育課**
受付期間	**利用を希望する施設がある市区町村の締切日の10日程度前まで** ※利用を希望する施設がある市区町村の担当課に，事前に締切日を確認してください。
申込みに必要なもの	①広域入所確認シートを提出してください。 ②転出予定の場合は，転出日と転出先住所が分かるもの。 ※提出がない場合，選考上不利になる場合があります。 ③その他，利用を希望する施設がある市区町村独自の書類が必要になる場合があります。
備考	●選考は，施設がある市区町村に住民登録がある方を優先することが一般的です。 ●市外からの利用を受け入れていない施設もあります。事前に受け入れ状況等について，希望する施設がある市区町村の担当課へお問合せください。 ●転出予定の場合，転出後，ただちに転出先市区町村の申込書等の提出が必要ですので，転出先市区町村の担当課で手続きしてください。

選考基準

	世帯の状況	保護者の状況 （就労の事由の場合）	きょうだいの保育状況
高い ↑ 優先度 ↓ 低い	・両親不存在世帯 ・ひとり親世帯 ・父母と児童のみの世帯 ・同居または近隣に保育を期待できる親族がいる世帯	・産休・育休明け ・就労中 （時間により変動） ・就労先内定 ・求職活動	・きょうだいが既に認可保育所を利用している ・申込み児童以外の未就学児を家庭で保育できる
【その他の配慮事項】 ・住所及び生計同一者に入院中の方や障害のある方がいる世帯 ・父または母が単身赴任中 ・利用中の施設が希望月以降継続利用不可 ・産休・育休のため退所した児童が再度施設の利用を希望する場合等			

内定にならなかった場合

● 希望月に利用開始できない場合があります

保育の必要な度合を点数化して選考を行い，優先度が高い児童から利用内定とします。施設の受入れ状況や，申込みの状況によって，希望する施設を希望月から利用できない場合があります。

長期間利用待ちとなっていることや申込みをした順番は，内定の可否に関係しません。

● 内定にならなかった場合の通知

初回申込分のみ利用希望月の前月末頃までに**「入所保留通知書」**を郵送します。

ただし，保育利用申込書の利用希望施設に利用内定となった後，私的理由で内定を辞退した場合や，保育利用申込書を受付期間内に提出しなかった場合には発行できません。

初回申込月だけでなく，育児休業延長等の手続きのために入所保留通知書の発行を希望する場合は，希望月の前月22日以降に幼児保育課へ御連絡ください。後日窓口でお渡しします。郵送を御希望の場合は，110円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ，郵送でお申込みください（書式は問いません。）。

● 利用希望月翌月以降の申込みの取扱い

利用希望月の翌月以降も，月１回選考を行い，**利用内定の場合のみ**幼児保育課から電話連絡します。

● 申込書の有効期限

令和７年度分：令和８年３月入所分まで

令和８年度分：令和９年３月入所分まで

令和９年度４月利用の一次募集期間までに内定にならず，次年度も利用を希望する場合は，令和９年度４月利用の一次募集期間に**再度申込みが必要**です。

令和９年度４月の申込みについては，詳細が決まり次第「広報みと」や水戸市ホームページ等でお知らせします。

育児休業明けで申込みをされる方

- 「保育利用に関する確認票及び同意書」を確認してください

・育児休業からの復職で利用の場合は，**遅くとも利用開始月の翌月15日までに復職**する必要があります。利用開始後，復職（予定）証明書を提出していただきます。

・どちらかの□にチェックしてください。

□「直ちに復職希望」を選択した場合
通常どおり選考を行います。
□「希望する保育所等に入所できない場合は，育児休業の延長も許容できる」を選択した場合
優先度を下げて選考を行います。

「希望する保育所等に入所できない場合は，育児休業の延長を許容できる」を選択した場合は，選考の際の優先度を下げるものであり，入所保留及び育児休業給付金支給期間延長を保証するものではありません。

選考の結果，希望施設に空きがある場合には，利用内定となる可能性があります。**利用内定となった後に，内定を辞退した場合「入所保留通知書」の発行はできません。**

育児休業の延長に関する各種手続きについて水戸市では一切責任を負いかねますので，事前に管轄のハローワークや就労先に確認いただいたうえで，提出の御判断をいただくようお願いします。

選択を変更する場合は，毎月の受付期間内に幼児保育課へ御連絡ください。

育児休業給付金の支給期間延長について

令和７年４月より，育児休業給付金の支給期間延長手続きが改正されました。

育児休業給付金は国の制度であるため，ハローワーク等の審査内容については，水戸市にお問合せいただいても一切お答えできません。

育児休業給付金に係る申請方法（申請書の記載方法や必要書類等）は，御自身で就労先の担当者またはハローワークへお問合せください。

⚠ 重 要 事 項 ⚠

育児休業給付金の支給期間延長手続きには，市区町村に保育所等の利用申込みをした際の**申込書類の写しが必要**となりました。

必ず，**申請前に御自身でコピーを取るようお願いします。**

LINEで申込書を作成された方は，幼児保育課で印刷しお渡ししますので，お申出ください。

幼児保育課に連絡が必要なとき

申込みを済ませた後も，次の場合には必ず幼児保育課へ連絡してください。連絡がない場合，申込時の状況のまま選考が続きます。

①申込みを取り下げるとき（申込み意思（理由）がなくなったとき）
②就労状況が変わったとき ―― 【例】退職，転職，勤務時間変更，就労内定
③世帯状況が変わったとき ―― 【例】祖父母との同居，離婚，婚姻
④市外へ転出することになったとき
⑤妊娠したとき
⑥児童の保育状況や，健康状態が変わったとき ―― 【例】認可外保育施設利用・一時預かり利用・幼稚園入園・アレルギーがあることが判明した・入院や手術を伴う病気やけがをした・児童を保護していた祖父母の都合が悪くなった
⑦希望する施設や，希望する利用月を変更するとき
⑧住所，電話番号が変わったとき

4 利用者負担金について

4－1 利用者負担金の算定方法（０歳～２歳児）

① 利用者負担金は，認定区分ごとに保護者の市区町村民税課税状況と児童の年齢（令和８年４月１日時点の満年齢），保育必要量（保育標準時間または保育短時間）により階層区分に分けて市が決定します。毎年度見直しを行うほか，**算定の基礎となる課税年度の見直しを行うことによって，９月から利用者負担金が変更になることがあります。**

利用者負担金と課税年度

月（令和８年度）	利用者負担金算定の基礎となる市区町村民税の課税年度
４月～８月	**令和７年度（令和６年１月から令和６年12月までの収入から計算されます。）** ※**令和７年１月１日時点で水戸市外に住民登録**していた方は，**令和７年度**の課税証明書等を提出していただきます。ただし，マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。
９月～３月	**令和８年度（令和７年１月から令和７年12月までの収入から計算されます。）** ※**令和８年１月１日時点で水戸市外に住民登録**していた方は，**令和８年度**の課税証明書等を提出していただきます。ただし，マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。

② 市区町村民税所得割課税額は，調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別税額控除，配当控除，寄付金控除等）を適用する前の額を用いて算定します。

③ 家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（敷地内同居の場合や同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や，生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は，その方も利用者負担金算定の対象となります。

④ 保護者の市区町村民税が確認できない場合は，該当年齢の最高額で仮算定する場合があります。課税額が確認でき次第本算定の事務を行います。本算定により正式に決定した利用者負担金が利用開始月にさかのぼり適用され，過不足が生じた場合は，本算定月以降調整（増額，減額）します。**年度途中（利用開始後）に，修正申告や更正の請求等により，課税額が変更になった場合は，利用者負担金の見直しを行いますので，幼児保育課へ御連絡ください。ただし，令和８年度分利用者負担金については令和８年度中（令和９年３月末まで）に御連絡いただかないと変更できません。**

⑤ 利用者負担金のほかに，通園バス代，制服代，給食費（３歳児クラス以上），教材費等は，保護者の負担となります。保護者負担の費用については，各施設・事業所にお問合せください。

⑥ **利用者負担金は，原則として日割りでの算定は行いません。**

4－2 利用者負担金の減免

災害や生活困窮等により利用者負担金を減免できる場合があります。詳しくは幼児保育課へお問合せください。

4－3 基準額表

① 3～5歳児クラス（1号認定の満3歳児クラス含む）の利用者負担額（保育料）：月額

利用者負担額（月額）	無料

※通園バス代，制服代，給食費，教材費等は，保護者の負担となります。保護者負担の費用については，各施設にお問合せください。

② 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）：月額

（単位：円）

階層区分	階層定義		第1子		第2子			第3子以降	
	市民税額等		利用者負担額（保育料）		きょうだいカウント	利用者負担額（保育料）		利用者負担額（保育料）	
			保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0	制限なし	0	0	年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料	
2	市民税非課税世帯		0	0		0	0		
3	市民税均等割のみ課税世帯		10,000	9,000		5,000	4,500		
		ひとり親等世帯	0	0		0	0		
4	市民税所得割額課税世帯	48,600円未満	14,000	13,000		7,000	6,500		
		ひとり親等世帯	7,000	6,000		0	0		
5		48,600円以上63,000円未満	20,000	19,000		10,000	9,500		
		ひとり親等世帯	8,000	7,000		0	0		
6		63,000円以上77,101円未満	26,000	25,000		13,000	12,500		
		ひとり親等世帯	8,000	7,000		0	0		
7		77,101円以上97,000円未満	28,000	27,000		14,000	13,500		
8		97,000円以上136,000円未満	36,000	35,000		18,000	17,500		
9		136,000円以上169,000円未満	42,000	41,000		21,000	20,500		
10		169,000円以上235,000円未満	52,000	51,000	※16ページ参照	26,000	25,500		
11		235,000円以上301,000円未満	54,000	53,000		27,000	26,500		
12		301,000円以上397,000円未満	56,000	55,000		28,000	27,500		
13		397,000円以上	58,000	57,000		29,000	28,500		

③　家庭的保育事業の利用者負担額（保育料）：月額

（単位：円）

<table>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="3">階層定義</th><th>第１子</th><th colspan="2">第２子</th><th>第３子以降</th></tr>
<tr><th colspan="3">市民税額等</th><th>利用者負担額（保育料）</th><th>きょうだいカウント</th><th>利用者負担額（保育料）</th><th>利用者負担額（保育料）</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">生活保護世帯</td><td>0</td><td rowspan="8">制限なし</td><td>0</td><td rowspan="8">年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">市民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td colspan="2">市民税均等割のみ課税世帯</td><td>9,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親等世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税所得割額課税世帯</td><td>48,600円未満</td><td>9,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>4,000</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>48,600円以上
77,101円未満</td><td>19,000</td><td>9,500</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>7,000</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>77,101円以上
97,000円未満</td><td>19,000</td><td>9,500</td></tr>
<tr><td>97,000円以上
169,000円未満</td><td rowspan="2">29,000</td><td rowspan="2">※</td><td rowspan="2">14,500</td></tr>
<tr><td>169,000円以上</td></tr>
</table>

■利用者負担金は４月１日現在の年齢で算定しますので，年度途中で満３歳になっても２歳児クラスの利用者負担額が適用となります。

※市民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第２子のカウント方法について
　兄・姉が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業)・企業主導型保育事業を利用，特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合，第２子の基準額で算定します。該当しない場合，第１子の基準額で算定します。ただし，同一世帯で特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所，児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合，利用者負担金の軽減のためには，**在園証明書等**の提出が必要です。

4－4 ひとり親等世帯の利用者負担金の軽減措置について

　ひとり親世帯や，身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方，特別児童扶養手当の支給対象児，国民年金の障害基礎年金等の受給者が世帯にいる場合，または生活保護法に定める要保護者に準じる程度に困窮していると市長が認めた世帯の場合は，一定の階層区分に該当する場合に限り軽減措置があります。

4－5 きょうだいカウントの対象について

　保護者が監護し，生計が同一の子であれば，年齢にかかわらず対象となります。
　同居を要件とするものではないため，勤務や就学，療養等の都合で別居となっている場合であっても，常に生活費等の送金が行われているような場合には「生計を同一にする」ものとして取り扱います。ただし，保護者と別住所に住民登録がある場合は，生計を同一にすることが確認できないため，別途生計を同一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。世帯に該当者がいる場合は，幼児保育課にお問合せください。

4－6 副食費の免除について

３～５歳児クラス（１号認定の満３歳児クラス含む）の給食費のうち，副食費について下記に該当する場合は免除となります。免除対象者には，幼児保育課から通知します。

＊副食費：おかず・おやつ代

児童（本人）の利用施設	免除対象となる要件
１号 ◆　幼稚園 ◆　認定こども園 （幼稚園機能部分）	・市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯 ・小学校１年生から３年生までの兄・姉または保育所等※を利用する兄・姉が２人以上いる場合
２号 ◆　保育所等 ◆　認定こども園 （保育所機能部分）	・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親等世帯については，77,101円未満の世帯） ・保育所等※を利用する兄・姉が２人以上いる場合

※保育所等については，16ページの「市民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第２子カウント方法について」に記載の施設と同じです。

4－7 利用者負担金等の納入について

利用する施設等により，支払先・支払方法が異なります。

利用者負担金等の支払先

施設等／費用	水戸市立 保育所・認定こども園	民間保育所	私立 認定こども園	地域型保育事業 （家庭的保育事業 小規模保育事業等）	水戸市外の 公立施設
利用者負担金	水戸市	水戸市	利用施設等		施設が所在する市区町村
給　食　費		利用施設等			

利用者負担金の支払時期・支払方法

支払先／内容	水戸市	利用施設等	施設等が所在する市区町村
支払時期と方法	当月分を当月末日※に口座から振替えます。	支払先にお問合せください。	

※12月のみ25日。振替日が土日祝日に当たるときは金融機関の翌営業日に振替えます。

● 市立保育所・市立認定こども園・民間保育所

① 利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の給食費（副食費）は，原則として，口座振替により納めていただきます。

② 口座振替は，次のいずれかの方法でお申し込みください。
- ・オンラインでの申込み（一部お取扱いできない金融機関があります。）
- ・金融機関窓口での申込み
- ・幼児保育課での申込み（一部お取扱いできない金融機関があります。）

③ 口座振替日は，その月の末日です（12月のみ25日）。月末日が土・日曜日，祝日に当たるときは，金融機関の翌営業日となります。

④ 口座振替が開始されるまでは，納付書を送付します。必ず期限内に納めてください。

⑤ 口座振替時に残高不足で振替ができなかった場合は，約10日後に再振替を行います。

⑥ 利用者負担金等に滞納がある場合，督促状の送付のほか，法令に基づき，児童手当からの特別徴収の方法による徴収や，給与・不動産・預金等の財産を調査し，差押えをする場合があります。

● 私立認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業

利用者負担金は，利用する施設・事業所に直接納めていただきます。詳しくは各施設・事業所にお問合せください。

● 水戸市外の公立保育所・認定こども園

利用者負担金等は，施設がある市区町村に直接納めていただきます。詳しくは当該市区町村にお問合せください。

4－8 児童手当からの徴収について

● 申出による利用者負担金等の徴収について

水戸市では，児童手当受給者が利用者負担金等を滞納している場合に，児童手当受給者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しています。

申出書を提出していただくことにより，利用者負担金等の**滞納分を児童手当から徴収いたします。**納付している多くの方々との公平性を図るため，可能な限り提出に御協力ください。なお，申出書を提出した場合でも**滞納が発生しない限り，児童手当から徴収することはありません。**

支給される児童手当の全額または一部を滞納している利用者負担金等に充てます。

徴収は，保育所等利用中の児童分の児童手当だけでなく，保育所等を利用していない児童分の児童手当も対象となります。支給される児童手当の金額が，滞納している利用者負担金等を上回る場合，滞納額を差し引いた残額は児童手当として支給されます。

１回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は，次回以降の支給日でも引き続き徴収を行います。滞納が無くなった時点で徴収は終了しますが，再度滞納が発生した場合には徴収を再開します。

申出の撤回または申出内容の変更をする場合は，児童手当の支給月の前月の20日までに手続きが必要となります。

● 特別徴収の方法による利用者負担金の徴収について

水戸市では，**一定期間利用者負担金を滞納している保護者を対象**に，特別徴収の方法による利用者負担金の徴収を実施しています。

特別徴収の方法による利用者負担金の徴収とは，児童手当法第22条に基づき，児童手当受給者の**同意を必要とせずに**，滞納となっている保育所利用者負担金に，**児童手当を充当できる制度**です。

5 利用開始後の手続き

利用開始後に，転職や退職，勤務時間の変更，育児休業の取得，その他世帯の状況に変更があった際には，認定区分（１号・２号・３号認定）や利用者負担額が変更となる場合がありますので，それぞれ手続きしてください。必要な手続きについての詳細は水戸市ホームページを御確認ください。

なお，正当な理由なく変更の申請を行わない場合は，教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります（施設の利用には教育・保育給付認定が必要です）。

※教育・保育給付認定の変更は，原則として書類を提出した月の翌月１日から，適用となります。

＜水戸市子育てナビ　みとっこ１丁目＞
利用開始後の諸手続について

6 Q＆A

保育利用について，よくある質問をまとめました。

＜水戸市子育てナビ　みとっこ１丁目＞
保育所（園）Q＆A

7 各施設の御案内

表の見方

① **給食**

給食の取扱いは施設により異なります。各施設の取扱いは「給食」の項目を参照してください。

「主食持参」… 副食（おかず・おやつ）のみ施設で提供します。

「弁当持参」… 給食の提供はありません。

それ以外の施設は「完全給食（主食と副食（おかず・おやつ）を施設で提供）」となります。

3～5歳児クラス（利用年度の4月1日時点で満3歳以上の児童）の給食費は保護者負担となります。給食費の金額は施設により異なります。

世帯状況によっては，副食費が免除となります。副食費の免除については，17ページを参照してください。

なお，0～2歳児クラスについては完全給食で，費用は利用者負担金に含まれます。

② **園庭開放**

施設に在籍していない児童とその保護者が施設に来所（園）し，在籍園児と一緒に遊ぶ事業です。

③ **預かり保育（幼稚園・認定こども園）**

実施施設に在籍している児童が対象です。教育標準時間の前後に，時間を延長してお預かりする事業です。

④ **一時預かり（認定こども園（幼保連携型）・保育所）**

幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業のいずれにも在籍していない児童が対象です。何らかの理由で一時的に家庭で保育できない場合に，就学前の児童をお預かりする事業です。保護者のリフレッシュのために預けたい場合にも利用できます。預かり時間等，詳細は各施設にお問合せください。その他，子育て支援・多世代交流センター等でも同様の事業を行っています。

預かり保育・一時預かりの保育料について

一部が無償となる場合があります。詳細は水戸市ホームページを御確認ください。

＜水戸市子育てナビ　みとっこ1丁目＞
幼児教育・保育の無償化のお知らせ

⑤ **通園バス**

通園バスの利用可能な時間帯や走行ルートについては，各施設にお問合せください。

時間帯やお住まいの地域によっては，御利用いただけない場合もあります。

⑥ **満3歳児（＝満3歳児入園）**

幼稚園・認定こども園のうち，満3歳から利用が可能な施設があります。

⑦ **子育て支援拠点（＝子育て支援拠点事業）**

育児不安などについての相談や育児講座，子育てサークルへの支援等を行っており，育児の不安や悩みを持つ方々が，親子で気軽に通って交流できる場所を開設しています。

⑧ **病児保育（＝病児保育事業（病児対応型））**

児童が病気の回復期に至らない場合であり，かつ，当面の症状の急変が認められない場合に，一時的にお預かりします。

水戸済生会総合病院病児保育所（開江町51番地の4，電話番号297－6926）でも同様の事業を実施しています。

⑨ **病後児保育（＝病児保育事業（病後児対応型））**

児童が病気回復期の場合に，一時的にお預かりします。

7－1 市立幼稚園

(1) 対象年齢は，施設により異なります。（下表参照）

(2) 在籍園児を対象に，下記の時間，預かり保育を１回500円で実施しています。

国田幼稚園　［通常日］教育標準時間終了後～18：00　［長期休業期間］８：30～18：00

上記以外の園［通常日］教育標準時間終了後～16：00　［長期休業期間］　－

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	設置者	水戸市
最長開設時間	概ね　９：00～16：00 国田幼稚園は～18：00	―	―	給食	弁当持参 （国田幼稚園は，3,900円／月で実施）
教育標準時間	概ね　９：00～13：30 （登園・降園時間は園により多少異なります。）	―	―	費用	教材費，行事費，PTA会費等

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢（令和８年４月１日時点）	給食	預かり保育	園庭開放
1	緑岡幼稚園	見川町2563番地	241－1319	３歳～	―	○	○
2	国田幼稚園	下国井町2595番地の１	239－7401	４歳～	○	○	○
3	酒門幼稚園	酒門町1245番地の３	247－7980	３歳～	―	○	○

※預かり保育や園庭開放事業の実施日等については，各施設へお問合せください。

7－2 私立幼稚園

(1) 利用年度の４月１日時点で３歳以上の児童が対象です。ただし，「満３歳児入園」に○印がある施設は，満３歳から利用が可能です。

(2) 教育標準時間の前後，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。料金は各施設へお問合せください。

(3) 長期休業期間（夏冬春休み）がありますが，長期休業期間中も，登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名(法人名)	水戸幼稚園（学校法人 ひまわり学園）			所在地	緑町３丁目９番36号		事業の実施状況	
電話番号		221－6084	定員	60		HP	http://www.mito.ed.jp	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週２日 450円／１食 月ごとの給食日数×450円	園庭開放	○
最長開設時間		8:00～18:00	—	—	預かり保育 8:00～18:00			満３歳児	○
教育標準時間		8:30～14:00 水曜8:30～11:30	—	—	夏期保育５日 8:30～11:30	給食費の他にかかる費用	絵本代，PTA会費，通園バス代等	通園バス	○

2	施設名(法人名)	吉田幼稚園（学校法人 安藤学園）			所在地	元吉田町1977番地の34		事業の実施状況	
電話番号		247－5556	定員	390		HP	http://yoshida.ed.jp/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週２日または週５日 350円／１食 月ごとの給食日数×350円	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～18:00	—	—	夏期預かり保育 7:30～17:00			満３歳児	○
教育標準時間		10:00～14:00	—	—	夏期保育５日 10:00～14:00	給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，通園バス代，教材費等	通園バス	○

3	施設名(法人名)	河和田幼稚園（学校法人 むぎの穂学園）			所在地	河和田町1183番地		事業の実施状況	
電話番号		251－3154	定員	90		HP	http://www.kawawada-kg.ed.jp/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週２日 430円／１食	園庭開放	○
最長開設時間		8:00～18:00	—	—	預かり保育 8:00～18:00			満３歳児	○
教育標準時間		8:30～14:00 月曜8:30～11:30	—	—	夏期保育２日 8:30～14:00	給食費の他にかかる費用	絵本代，PTA会費，通園バス代，教材費等	通園バス	○

7－3 市立認定こども園（幼稚園型）

(1) 利用年度の４月１日時点で３歳以上の児童が対象です。

(2) １号認定と２号認定では，申込みの方法や利用可能な時間等が異なります。

１号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし，在籍園児を対象に，下記の時間，預かり保育を１回500円で実施しています。

［通常日］教育標準時間終了後～16:30［長期休業期間］8:30～16:30

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

２号について

基本は「保育短時間」内での利用となります。ただし，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施しています。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	設置者	水戸市	
最長開設時間	8:00～18:00	—	—	8:00～18:00	給食	1号	主食持参 4,000円／月
教育標準時間	9:00～13:30	—	—	預かり保育 8:30～16:30		2号	主食持参 4,500円／月
保育短時間	8:30～16:30	—	—	8:30～16:30	給食費の他にかかる費用	教材費，行事費，PTA会費等	

	施設名	所在地	電話番号	定員	預かり保育	園庭開放
1	石川認定こども園	石川４丁目4037番地の6	252－2990	１号：50 ２号：30	○	○
2	浜田認定こども園	浜田１丁目１番２号	221－5268	１号：50 ２号：30	○	○
3	常磐認定こども園	西原１丁目３番65号	221－6426	１号：50 ２号：30	○	○

※預かり保育や園庭開放事業の実施日等については，各施設へお問合せください。

7－4 私立認定こども園（幼稚園型）

(1)　利用年度の４月１日時点で３歳以上の児童が対象です。ただし，「満３歳児入園」に記載のある認定区分の児童は，満３歳から利用が可能です。

(2)　１号認定と２号認定では，申込みの方法や利用可能な時間，利用者負担金が異なります。

１号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし，教育標準時間の前後，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。「預かり保育」の料金は各施設へお問合せください。また，長期休業期間（夏冬春休み）がありますが，長期休業期間中も登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

２号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります（施設の開設時間によっては，保育標準時間の開設をしていない園もあります。）。ただし，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施している施設もあります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名(法人名)	認定こども園フレンド　少友幼稚園（学校法人　少友学園）			所在地	備前町５番36号		事業の実施状況	
電話番号		221－0781	定員		1号:30 2号:15	HP	http://shoyuu-friend.com/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	・週１日（水曜日）1,200円／月 ・週２日（水・金）2,400円／月 ・週4日（月・火・水・金）4,800円／月 ・週５日（土曜日除く）6,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30			満３歳児	1号 2号
教育標準時間		9:00～14:00 木曜9:00～11:30	—	—	預かり保育 7:30～18:30			通園バス	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	8:30～16:30	給食費の他にかかる費用	制服代等		
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30				

2	施設名(法人名)	認定こども園あかつか　赤塚幼稚園（学校法人　中山学院）			所在地	赤塚１丁目1997番地		事業の実施状況	
電話番号		251－9203	定員		1号:120 2号: 80	HP	https://www.nakayamagakuin.ed.jp/akatsuka/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	1号 週３日 主食持参 2,700円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～18:30	8:00～13:00	—	7:30～18:30		2号 週５日 主食持参 4,800円／月	満３歳児	1号 2号
教育標準時間		9:00～14:00	9:00～11:30 第１または第３	—	預かり保育 7:30～18:30			通園バス	○
保育短時間		9:00～17:00	8:00～13:00	—	9:00～17:00	給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等		
保育標準時間		7:30～18:30	8:00～13:00	—	7:30～18:30				

3	施設名(法人名)	認定こども園わたり　渡里幼稚園（学校法人　中山学院）			所在地	堀町958番地の４		事業の実施状況	
電話番号		231－5920	定員		1号:90 2号:70	HP	https://www.nakayamagakuin.ed.jp/watari/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	1号 週３日 主食持参 2,700円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～18:30	8:00～13:00	—	7:30～18:30		2号 週５日 主食持参 4,800円／月	満３歳児	1号 2号
教育標準時間		9:00～14:00	9:00～11:30 第１または第３	—	預かり保育 7:30～18:30			通園バス	○
保育短時間		9:00～17:00	8:00～13:00	—	9:00～17:00	給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等		
保育標準時間		7:30～18:30	8:00～13:00	—	7:30～18:30				

4	施設名(法人名)	認定こども園　大塚ひのまる幼稚園（学校法人 ひのもと学園）			所在地	大塚町1583番地			事業の実施状況	
電話番号	251－8517	定員	1号:105 2号: 40			HP	http://www.otsukahinomaru.com		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号	週1日 1,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間	7:30～18:00	—	—	7:30～18:00					満3歳児	1号 2号
教育標準時間	8:30～14:00	—	—	預かり保育 7:30～18:00			2号	主食持参 4,500円／月	通園バス	○
保育短時間	8:30～16:30	—	—	8:30～16:30		給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代等			

5	施設名(法人名)	認定こども園　あさひ幼稚園（学校法人 あさひ学園）			所在地	渋井町254番地			事業の実施状況	
電話番号	231－5732	定員	1号:135 2号: 90			HP	http://www.asahi21.net/		預かり保育	○
開設時間	平日	土（2号のみ）	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号	週4日 5,760円／月	園庭開放	○
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～19:00	—	7:30～19:00					満3歳児	—
教育標準時間	8:30～15:00	—	—	預かり保育 7:30～18:30			2号	7,700円／月	通園バス	○
保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—	8:30～16:30						
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30		給食費の他にかかる費用	制服代，父母の会費，諸経費，通園バス代，卒園対策費等			

6	施設名(法人名)	認定こども園あたご 水戸英宏愛宕幼稚園（学校法人 緑丘学園）			所在地	愛宕町10番5号			事業の実施状況	
電話番号	231－1360	定員	1号:20 2号:10			HP	http://www.mito-eiko.ed.jp		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号	週2日 475円／1食	園庭開放	○
最長開設時間	8:00～18:00	8:00～13:30	—	8:00～18:00					満3歳児	1号 2号
教育標準時間	8:30～14:00	—	—	預かり保育 8:00～18:00			2号	7,500円／月	通園バス	○
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:30	—	8:30～16:30		給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等			

7	施設名(法人名)	認定こども園ひらす 水戸英宏平須幼稚園（学校法人 緑丘学園）			所在地	平須町1820番地の116			事業の実施状況	
電話番号	241－3376	定員	1号:60 2号:30			HP	http://www.mito-eiko.ed.jp		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号	週2日 475円／1食	園庭開放	○
最長開設時間	8:00～18:00	8:00～13:30	—	8:00～18:00					満3歳児	1号 2号
教育標準時間	8:30～14:00	—	—	預かり保育 8:00～18:00			2号	7,500円／月	通園バス	○
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:30	—	8:30～16:30		給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等			

8	施設名(法人名)	認定こども園　聖母幼稚園（学校法人 聖母学園）			所在地	五軒町２丁目４番32号		事業の実施状況	
電話番号	225－6200	定員	1号:120 2号: 30			HP	http://mito-seibo.net	預かり保育	○
開設時間	平日	土（2号のみ）	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号 週４日 6,000円／月（８月除く）	園庭開放	○
最長開設時間	7:45～18:00	8:00～16:00	—	7:45～18:00				満３歳児	1号
教育標準時間	9:00～14:00 水曜9:00～11:30	—	—	預かり保育 7:45～18:00			2号 8,100円／月	通園バス	—
保育短時間	9:00～17:00	8:00～16:00	—	9:00～17:00		給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，教材費等		

9	施設名(法人名)	認定こども園　愛恩幼稚園（学校法人 愛恩幼稚園）			所在地	南町３丁目４番44号		事業の実施状況	
電話番号	221－5027	定員	1号:50 2号:10			HP	http://aion-y.jp/	預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号 ・週2回（月・水）全員給食 400円～450円／1食 ・週3日（火・木・金）持参弁当または外注弁当（320円／1食）の選択別	園庭開放	○
最長開設時間	7:30～18:00	8:30～12:30	—	7:30～18:00				満３歳児	1号
教育標準時間	8:30～14:10	—	—	預かり保育 7:30～18:00			2号 320円～450円／1食	通園バス	○
保育短時間	8:30～16:30	8:30～12:30	—	8:30～16:30		給食費の他にかかる費用	制服代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等		

10	施設名(法人名)	認定こども園　みどり幼稚園（学校法人 関根学園）			所在地	元吉田町2649番地の2		事業の実施状況	
電話番号	247－5657	定員	1号:75 2号:40			HP	https://www.it-service.co.jp/a/midori-kg/	預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食	1号 350円／1食	園庭開放	○
最長開設時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30				満３歳児	1号 2号
教育標準時間	9:00～14:00	—	—	預かり保育 7:30～18:30			2号 350円／1食	通園バス	○
保育短時間	9:00～17:00	9:00～17:00	—	9:00～17:00					
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30		給食費の他にかかる費用	制服代，ＰＴＡ会費，通園バス代，教材費等		

7－5 市立認定こども園（幼保連携型）

１号認定と２号・３号認定では，申込みの方法や利用可能な時間，利用者負担金が異なります。

１号について

利用年度の４月１日時点で４歳以上の児童が対象です。基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし，在籍園児を対象に，下記の時間，預かり保育を１回500円で実施しています。

［通常日］教育標準時間終了後～16:30［長期休業期間］8:30～16:30

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

２号・３号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります。ただし，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施しています。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	設置者	水戸市	
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～13:00	—	7:30～19:00	給食（３歳以上児）	１号	主食持参 4,000円／月
教育標準時間	9:00～13:30	—	—	預かり保育 8:30～16:30			
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:00	—	8:30～16:30		２号	主食持参 4,500円／月
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～13:00	—	7:30～18:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，保護者会費等，希望者のみオムツ定額制	

	施設名	所在地	電話番号	定員	預かり保育	一時預かり	園庭開放	子育て支援拠点
1	常澄認定こども園	大串町789番地の２	269－4592	１号：70 ２号・３号：60	○	○	○	—
2	内原認定こども園	内原町720番地の１	259－4656	１号：100 ２号・３号：70	○	○	—	○

※内原認定こども園の通園バスは，令和８年度末をもって運行を終了します。

7－6 私立認定こども園（幼保連携型）

(1) 施設によって対象となる認定区分が異なります。「対象」の欄を御確認ください。
(2) １号認定と２号・３号認定では，申込みの方法や利用可能な時間，利用者負担金が異なります。

１号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし，教育標準時間の前後，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。「預かり保育」の料金は各施設へお問合せください。また，長期休業期間（夏冬春休み）がありますが，長期休業期間中も登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→４ページ　●利用者負担金→15ページ

２号・３号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります。ただし，最長開設時間内で時間を延長してお預かりする延長保育を実施している施設もあります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名(法人名)	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園（学校法人 リリー文化学園）	所在地	中丸町2052番地の17	対象	１号・２号	事業の実施状況	
電話番号	253－3891	定員	1号:135 2号: 69	HP	http://www.lkg.ed.jp		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食(3歳以上児)	1号 週3日 4,700円／月 週5日 7,100円／月	一時預かり	○
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—	7:30～19:00			園庭開放	○
教育標準時間	8:00～13:30	8:00～11:30	—	預かり保育 7:30～19:00		2号 9,000円／月	子育て支援拠点	—
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代等	満3歳児(1号)	○
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30			通園バス	○

2	施設名(法人名)	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園分園 チャイルドランドナーサリー（学校法人 リリー文化学園）	所在地	大塚町1863番地の186	対象	３号 ※３歳になる年度の３月末まで	事業の実施状況	
電話番号	254－2711	定員	31	HP	http://www.lcl.ed.jp/		一時預かり	—
開設時間	平日	土	休日	給食(3歳以上児)	—		園庭開放	—
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—				子育て支援拠点	—
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，用品代，遠足代等			
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—					

3	施設名(法人名)	認定こども園グレイスリリー ヴィクトリアナーサリー（学校法人 リリー文化学園）	所在地	姫子２丁目751番地の17	対象	１号・２号・３号	事業の実施状況	
電話番号	253－5553	定員	1号　：3 2号・3号:122	HP	http://www.lvn.ed.jp/		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	給食(3歳以上児)	1号	9,000円／月	一時預かり	○
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—				園庭開放	○
教育標準時間	8:00～13:30	8:00～11:30	—		2号	9,000円／月	子育て支援拠点	○
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，用品代，遠足代等		満3歳児(1号)	—
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—				通園バス	—

4	施設名(法人名)	認定こども園フォレストリリー リリーの森幼稚園 (学校法人 リリー文化学園)	所在地	内原町1397番地の３		対象	１号・２号・３号	事業の実施状況	
電話番号		259－2585	定員	１号 :150 ２号・３号:110		ＨＰ	http://www.u-lily.ed.jp	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食(3歳以上児)	１号 週3日 4,700円／月 週5日 7,100円／月	一時預かり	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—	7:30～19:00			園庭開放	○
教育標準時間		8:00～13:30	8:00～11:30	—	預かり保育 7:30～19:00		２号 9,000円／月	子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，ＰＴＡ会費，通園バス代等	満3歳児(1号)	○
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30			通園バス	○

5	施設名(法人名)	元吉田さくら認定こども園 (社会福祉法人 聖愛会)	所在地	元吉田町1833番地の44		対象	１号・２号・３号	事業の実施状況	
電話番号		350－7001	定員	１号 : 35 ２号・３号:190		ＨＰ	http://aikohkai.or.jp	預かり保育	○
開設時間		平日	土・休日	夏休み等の施設の長期休業期間		給食(3歳以上児)	１号 6,000円／月	一時預かり	○
最長開設時間		7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00				園庭開放	○
教育標準時間		8:30～13:30	—	預かり保育 8:30～17:00			２号 6,000円／月	子育て支援拠点	○
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30		利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，体操服代（２歳児以上）	満3歳児(1号)	○
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00				通園バス	—
								病後児保育	○

6	施設名(法人名)	常磐大学こども園 (学校法人 常磐大学)	所在地	見和１丁目425番地		対象	１号・２号・３号	事業の実施状況	
電話番号		232－2680	定員	１号 :105 ２号・３号: 50		ＨＰ	https://kodomoen.tokiwa.ac.jp/	預かり保育	○
開設時間		平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食(3歳以上児)	１号 週4日 6,000円／月 (4月・8月除く) ただし年少5月のみ 週2日 3,000円／月	一時預かり	—
最長開設時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30			園庭開放	○
教育標準時間		9:00～14:00	預かり保育 7:30～18:30	—	預かり保育 7:30～18:30		２号 7,500円／月	子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	8:00～16:00	—	9:00～17:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，絵本代，通園バス代等	満3歳児(1号)	○
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30			通園バス	○

7－7 市立保育所

(1) 生後２か月（平須保育所及び一の牧保育所は１歳３か月）から就学前までの児童が対象です。
(2) 給食は２歳児クラスまでは完全給食，３歳児クラスからは主食持参です。
【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ
※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	設置者	水戸市
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～13:00	—	給食（３歳以上児）	主食持参 4,500円／月
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:00	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～13:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，保護者会費等，希望者のみオムツ定額制

	保育所名	所在地	電話番号	定員	一時預かり	園庭開放	子育て支援拠点
1	白梅保育所	元吉田町3250番地の１	304－2070	90	○	—	○
2	杉山保育所 ※令和12年度末廃止予定	三の丸３丁目12番５号	221－7219	120	○	—	○
3	新原保育所	新原２丁目６番20号	251－2262	100	○	○	—
4	緑岡保育所	見川町2131番地の1519	241－0707	80	○	○	—
5	城東保育所	城東２丁目６番39号	231－5972	60	○	○	—
6	平須保育所（１歳３か月から） ※令和11年度末廃止予定	平須町1820番地の７	241－1172	60	—	○	—
7	渡里保育所	堀町480番地の７	224－8908	60	○	○	—
8	若宮保育所 ※令和８年度から募集停止	若宮１丁目10番30号	226－3923	80	○	○	—
9	河和田保育所	河和田３丁目2536番地の２	253－1482	90	○	—	○
10	双葉台保育所 ※令和12年度末廃止予定	双葉台２丁目19番地	252－8749	70	○	○	—
11	一の牧保育所 ※令和８年度から募集停止	見川町2131番地の1741	243－8899	60	—	○	—

※本市では，「市立保育所の在り方と今後の方針」（令和７年２月策定）に基づき，市立保育所の再編を進めています。
※若宮保育所及び一の牧保育所は，令和８年度４月利用分から新規の募集を停止します。
・若宮保育所は，令和10年４月に城東保育所に統合予定です。
・一の牧保育所は，令和10年４月に河和田保育所に統合予定です。
※杉山保育所，平須保育所及び双葉台保育所は，廃止まで全年齢の募集を行います。廃止の際には，利用を希望する施設への転園申請書を御提出いただき，選考により転園先が内定します。

7－8 民間保育所

(1) 生後２か月から就学前までの児童が対象です。ただし，こばと保育園分園，こばと東保育園分園，はぐくみの森あさひ保育園，あさひまちなか保育園は３歳になる年度の３月末までのお預かりです。

(2) 給食は，原則完全給食です。ただし，土日祝日のみ弁当持参の施設もあります。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名(法人名)	聖光学園保育部（社会福祉法人 聖光学園）		所在地	新荘１丁目４番８号		事業の実施状況	
電話番号		221－3973	定員	70	HP	https://www.facebook.com/seikougakuenhoikubu	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，活動費，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

2	施設名(法人名)	ひので保育園（社会福祉法人 ローズマリー学苑）		所在地	元吉田町720番地の２		事業の実施状況	
電話番号		248－3584	定員	160	HP	http://www.hinodehoikuen.com	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	8,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～18:30	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，駐車場負担金，帽子代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

3	施設名(法人名)	見和めぐみ保育園（社会福祉法人 恵和会）		所在地	見和２丁目198番地の５		事業の実施状況	
電話番号		252－2583	定員	110	HP	http://www.miwa-megumi.ed.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	○
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，教材費，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

4	施設名(法人名)	すみれ保育園（社会福祉法人 白光福祉会）		所在地	飯島町1170番地の２		事業の実施状況	
電話番号		252－2781	定員	130	HP	http://www.byakkou-sumire.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	6,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:30	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

5	施設名(法人名)	ひかり保育園（社会福祉法人 三愛福祉会）		所在地	袴塚１丁目５番18号		事業の実施状況	
電話番号		221－0301	定員	120	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，制服代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:30～18:30	—			病後児保育	—

6	施設名(法人名)	千波保育園（社会福祉法人 親愛会）		所在地	千波町2831番地の19		事業の実施状況	
電話番号		241－7347	定員	170	HP	http://senba.shinaikai.or.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，教材費，制服代，体操服代，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

7	施設名(法人名)	すみれ第二保育園（社会福祉法人 白光福祉会）		所在地	開江町478番地		事業の実施状況	
電話番号		251－0515	定員	110	HP	http://www.sumire2.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

8	施設名(法人名)	こばと保育園（社会福祉法人 こばと福祉会）		所在地	千波町2600番地の４		事業の実施状況	
電話番号		353－6155	定員	90	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

9	施設名(法人名)	こばと保育園分園（社会福祉法人 こばと福祉会）		対象：３歳になる年度の３月末まで	所在地	千波町777番地	事業の実施状況	
電話番号		244－0020	定員	20	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土 ※本園でのお預かりです	休日 ※本園でのお預かりです	給食（3歳以上児）	—	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

10	施設名(法人名)	葉山保育園（社会福祉法人 親愛会）		所在地	千波町1688番地の３		事業の実施状況	
電話番号		243－0296	定員	120	ＨＰ	http://hayama.shinaikai.or.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，制服代，体操服代，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

11	施設名(法人名)	ひばり保育園（社会福祉法人 小川会）		所在地	平須町1824番地の22		事業の実施状況	
電話番号		243－1410	定員	80	ＨＰ	https://hibari.ogawakai.com	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:15～19:15	8:00～18:00	—			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	文房具代，保護者会費，合宿費用，まり，まり袋の布，共済掛金等	病児保育	—
保育標準時間		7:15～18:15	8:00～18:00	—			病後児保育	—

12	施設名(法人名)	すみよし保育園（社会福祉法人 好和福祉会）		所在地	住吉町115番地の１		事業の実施状況	
電話番号		247－8144	定員	120	ＨＰ	http://www.ans.co.jp/n/sumiyoshi/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	運動パンツ，保護者会費，カバン等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

13	施設名(法人名)	石川保育園（社会福祉法人 若葉会）		所在地	石川１丁目3974番地		事業の実施状況	
電話番号		252－4007	定員	120	ＨＰ	http://www.n-ishikawa.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,600円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～20:00	7:00～18:30	7:00～18:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，体操服代（３歳以上児）等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

14	施設名(法人名)	こばと東保育園（社会福祉法人 こばと福祉会）		所在地	渋井町402番地		事業の実施状況	
電話番号		226－4555	定員	100	ＨＰ	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:30～18:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:30～18:30			病後児保育	—

15	施設名(法人名)	こばと東保育園分園(社会福祉法人 こばと福祉会)		対象：3歳になる年度の3月末まで	所在地	浜田町54番地の2	事業の実施状況	
電話番号		231－2095	定員	20	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土 ※本園でのお預かりです	休日 ※本園でのお預かりです	給食(3歳以上児)	—	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:30～18:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:30～18:30			病後児保育	—

16	施設名(法人名)	のぎく保育園(社会福祉法人 新水会)		所在地	酒門町5038番地		事業の実施状況	
電話番号		225－6692	定員	80	HP	http://nogikukko.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	7,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:30	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，文房具代，制服代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

17	施設名(法人名)	わかな保育園(社会福祉法人 栄寿会)		所在地	根本2丁目582番地		事業の実施状況	
電話番号		231－8456	定員	170	HP	http://www.wakana-hoikuen.com/	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	7,200円／月 (土曜保育利用については別途。詳細は園へ問合せ)	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	個人用品代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

18	施設名(法人名)	笠原保育園(社会福祉法人 かのう福祉会)		所在地	笠原町1827番地の3		事業の実施状況	
電話番号		243－2439	定員	100	HP	http://www.ans.co.jp/n/kasahara/index.html	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	5,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，文房具代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

19	施設名(法人名)	はーとぴあ保育園(社会福祉法人 愛の会)		所在地	大塚町1803番地の1		事業の実施状況	
電話番号		251－1670	定員	90	HP	http://www.heart-pia.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	6,500円／月 (祝日は弁当持参)	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～18:30	7:30～18:30 (祝日のみ)			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30 (祝日のみ)	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，個人用品代，制服代，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30 (祝日のみ)			病後児保育	—

20	施設名(法人名)	けやき台保育園（社会福祉法人 好和福祉会）		所在地	酒門町1578番地の８		事業の実施状況	
電話番号		304－3311	定員	60	ＨＰ	http://www.ans.co.jp/n/keyakidai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	運動パンツ，保護者会費，絵本，帽子，カバン等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

21	施設名(法人名)	つばさ保育園（社会福祉法人 大翔会）		所在地	鯉淵町2066番地の14		事業の実施状況	
電話番号		257－0303	定員	80	ＨＰ	https://www.ans.co.jp/n/tsubasa-mito/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，個人用品代，体操服代（３歳以上），保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

22	施設名(法人名)	小吹保育園（社会福祉法人 桃李苑会）		所在地	小吹町2305番地の１		事業の実施状況	
電話番号		305－4154	定員	110	ＨＰ	http://www.kobuki.ed.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，教材費，制服代，体操服代，オムツ定額制等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

23	施設名(法人名)	ちゃいるどはうす保育園（社会福祉法人 地球の子ども会）		所在地	笠原町150番地		事業の実施状況	
電話番号		241－5007	定員	70	ＨＰ	http://www.childhouse.ed.jp	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	各種スクール代，戸外活動バス代，オムツ定額制（処理費含む）等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

24	施設名(法人名)	スワン保育園（社会福祉法人 北養会）		所在地	東原３丁目２番６号		事業の実施状況	
電話番号		303－3337	定員	90	ＨＰ	http://www.swanhoikuen.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:30	7:00～18:00（祝日のみ）			子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00（祝日のみ）	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，制服代，布団リース代等，オムツ定額制	病児保育	○
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00（祝日のみ）			病後児保育	—

25	施設名(法人名)	ほうとく保育園（社会福祉法人 晴芳会）		所在地	河和田町3961番地		事業の実施状況	
電話番号		306－8860	定員	100	HP	http://www.ans.co.jp/n/houtoku/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	遠足代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

26	施設名(法人名)	ときわの杜保育園（社会福祉法人 好和福祉会）		所在地	元石川町2534番地の2		事業の実施状況	
電話番号		306－8296	定員	90	HP	http://www.ans.co.jp/n/tokiwanomori/1p.html	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	運動パンツ，保護者会費，カバン等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

27	施設名(法人名)	第二めぐみ保育園（社会福祉法人 恵和会）		所在地	河和田町425番地		事業の実施状況	
電話番号		303－5007	定員	90	HP	http://www.miwa-megumi.ed.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，教材費，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

28	施設名(法人名)	堀あさひこども園（社会福祉法人 ハートフルスマイル）		所在地	堀町209番地の1		事業の実施状況	
電話番号		303－5551	定員	110	HP	http://horiasahi.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	制服代，保護者会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	○

29	施設名(法人名)	ルミエール保育園（社会福祉法人 三愛福祉会）		所在地	平須町1218番地の1		事業の実施状況	
電話番号		239－3806	定員	120	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，制服代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—			病後児保育	—

30	施設名(法人名)	ちゃいるどはうす森のほいくえん（社会福祉法人 地球の子ども会）		所在地	平須町2366番地の１		事業の実施状況	
電話番号		246－6300	定員	90	HP	http://www.childhouse.ed.jp	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，オムツ定額制（処理費含む）等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

31	施設名(法人名)	つぼみさく保育園（社会福祉法人 豊心の会）		所在地	笠原町400番地の３		事業の実施状況	
電話番号		291－4152	定員	100	HP	http://www.tsubomi-saku.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～19:00（祝日のみ）			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30（祝日のみ）	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～19:00（祝日のみ）			病後児保育	—

32	施設名(法人名)	うちはらスワン保育園（社会福祉法人 北養会）		所在地	鯉淵町2222番地の１		事業の実施状況	
電話番号		259－3481	定員	90	HP	http://swanhoikuen.jp/uchihara	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:30	7:00～18:00（祝日のみ）			子育て支援拠点	—
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00（祝日のみ）	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，制服代，体操服代，布団リース代等，オムツ定額制	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00（祝日のみ）			病後児保育	—

33	施設名(法人名)	すずらん保育園（社会福祉法人 水戸北友会）		所在地	浜田町443番地の１		事業の実施状況	
電話番号		224－6001	定員	90	HP	http://www.watarisuzuranen.jp	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，スモック代，体操服代（３歳児以上），父母会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

34	施設名(法人名)	ユーアイほいくえん（社会福祉法人 ユーアイ村）		所在地	吉沼町1447番地の１		事業の実施状況	
電話番号		297－1211	定員	110	HP	https://www.you-i-mura.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	カラー帽子代，教材費，卒園準備金（５歳児）等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

35	施設名(法人名)	元気の森保育園（社会福祉法人 親愛会）		所在地	東野町620番地の４		事業の実施状況	
電話番号		353－7311	定員	120	HP	http://genki.shinaikai.or.jp	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，制服代，体操服代，保護者会費	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

36	施設名(法人名)	桜ノ牧保育園（社会福祉法人 公重会）		所在地	小吹町2053番地の33		事業の実施状況	
電話番号		350－7550	定員	90	HP	https://sakuranomaki.wixsite.com/nursery	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,700円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，体操服代，スモック代，諸経費等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

37	施設名(法人名)	百合が丘ひまわり保育園（社会福祉法人 太陽会）		所在地	元石川町926番地の９		事業の実施状況	
電話番号		350－1772	定員	100	HP	http://www.taiyou-himawari.or.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:00～19:30	7:00～18:30	7:30～18:30			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	個人用品代，オムツ定額制（処理費含む），絵本代	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—
							体調不良児保育	○

38	施設名(法人名)	泉町保育園（一般社団法人 育仁会）		所在地	泉町２丁目４番28号		事業の実施状況	
電話番号		303－6644	定員	40	HP	http://izumicyo-hoikuen.jp	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月（日・祝は弁当持参）	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～19:00	7:30～19:00			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

39	施設名(法人名)	こばとラブリィ保育園（社会福祉法人 こばと福祉会）		所在地	元吉田町2981番地		事業の実施状況	
電話番号		246－6611	定員	60	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

40	施設名(法人名)	はぐくみの森あさひ保育園（学校法人 あさひ学園）		対象：3歳になる年度の3月末まで	所在地	渋井町247番地の5	事業の実施状況	
電話番号		303－6086	定員	60	HP	http://www.hagukumiasahi.net/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	提携施設	認定こども園あさひ幼稚園	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—	給食（3歳以上児）	—	子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	オムツ処分代，教材費，布団リース代（希望者）等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	○

41	施設名(法人名)	はーとぴあ保育園桜ノ牧（社会福祉法人 愛の会）		所在地	小吹町1995番地の1		事業の実施状況	
電話番号		305－1181	定員	90	HP	http://www.heart-pia.com/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月（日・祝は弁当持参）	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～18:30	7:30～18:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，個人用品代，体操服代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

42	施設名(法人名)	わくわくの森保育園（社会福祉法人 親愛会）		所在地	堀町2296番地の7		事業の実施状況	
電話番号		353－7780	定員	120	HP	http://wakuwaku.shinaikai.or.jp	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	○
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，絵本代，保護者会費，スモック代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

43	施設名(法人名)	すずらん石川保育園（社会福祉法人 水戸北友会）		所在地	石川1丁目3858番地の1		事業の実施状況	
電話番号		306－7177	定員	90	HP	http://www.suzuranishikawahoikuen.jp/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，体操服代（3歳児以上），父母会費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30			病後児保育	—

44	施設名(法人名)	彩の国保育園（株式会社 スリーイング）		所在地	笠原町1228番地の10		事業の実施状況	
電話番号		241－8655	定員	60	HP	https://www.ayanokuni.jp	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，個人用品代，行事費等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

45	施設名(法人名)	よつ葉吉沢保育園(社会福祉法人 よつ葉会)		所在地	吉沢町698番地の2		事業の実施状況	
電話番号		291－8515	定員	60	HP	https://yotsuba yoshizawahoikuen.com	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	6,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～18:00(月2日程度)	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30(月2日程度)	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，行事費，教材費，制服代等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00(月2日程度)	—			病後児保育	—

46	施設名(法人名)	さんさん保育園(社会福祉法人 みんなのえがお)		所在地	米沢町330－1		事業の実施状況	
電話番号		350－2537	定員	70	HP	https://www.sunsun310.com/	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	7,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	—			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，オムツ処分代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

47	施設名(法人名)	あさひまちなか保育園(社会福祉法人 ハートフルスマイル)		対象：3歳になる年度の3月末まで	所在地	南町2丁目5番2号	事業の実施状況	
電話番号		303－5527	定員	30	HP	http://www.asahi-machinaka.com	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	提携施設	認定こども園あさひ幼稚園	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—	給食(3歳以上児)	—	子育て支援拠点	—
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	布団リース代，オムツ処分代，教材費，絵本代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

48	施設名(法人名)	笠原ひまわり保育園(特定非営利活動法人 ひまわりのお家)		所在地	笠原町1396番地の3		事業の実施状況	
電話番号		243－9213	定員	40	HP	http://www.himawari-ouchi.com/	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	7,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	諸経費，絵本代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

49	施設名(法人名)	ウォーターリリーナーサリー(学校法人 リリー文化学園)		所在地	全隈町261番地		事業の実施状況	
電話番号		350－4504	定員	40	HP	http://nursery.water-liry.co.jp	一時預かり	—
開設時間		平日	土	休日	給食(3歳以上児)	9,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	絵本代，用品代，教材代，遠足代等	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

50	施設名（法人名）	どんぐりの友保育園（株式会社 夢大園）		所在地	開江町1623番地の3		事業の実施状況	
電話番号		353－7381	定員	60	HP	https://donguri-tomo-hoikuen.com	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	7,500円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00			子育て支援拠点	○
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	教材費，特別教室等	病児保育	—
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00			病後児保育	—

51	施設名（法人名）	こばとリバティー保育園（社会福祉法人 こばと福祉会）		所在地	自由が丘５番43号		事業の実施状況	
電話番号		350－7600	定員	50	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
開設時間		平日	土	休日	給食（3歳以上児）	6,000円／月	園庭開放	—
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—			子育て支援拠点	—
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—			病後児保育	—

7－9 地域型保育事業（家庭的保育事業）

(1) 生後６か月から３歳になる年度の３月末までの児童が対象です。
(2) 家庭的な雰囲気の中で，少人数の低年齢児をお預かりします。
(3) 保育者との話し合いにより，延長保育が可能な場合もあります。
(4) 保育場所から近い市立保育所・認定こども園と連携を図り，緊急時の代替保育や連携施設の園庭を活用した保育等を行います。家庭的保育支援者（保育士資格のある幼児保育課職員）が定期的に保育場所を訪問し，支援します。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→16ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名	はーとはうす		所在地	見川町2131番地の1586	
電話番号		243－8215	定員	5	HP	https://hoiku-hearthouse.crayonsite.info
		平日	土	休日	連携施設	緑岡保育所
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	一時預かり	○
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等	備考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり，補助者・調理員あり

2	施設名	ベリーベルすずき保育室		所在地	米沢町85番地の２	
電話番号		248－2310	定員	5	HP	https://www.berrybellsuzukinursery.com/
		平日	土	休日	連携施設	白梅保育所
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	一時預かり	○
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等	備考	保育士資格あり，補助者・調理員あり

3	施設名	ハピスマイル		所　在　地	千波町	
電話番号		090−6104−4806	定　員	5	HP	—
		平　日	土	休　日	連携施設	緑岡保育所
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	一時預かり	○
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等	備　考	保育士資格あり，補助者・調理員あり

4	施設名	託児るーむ　りあん※（休止中）		所　在　地	渡里町	
電話番号		080−8052−6522	定　員	3	HP	—
		平　日	土	休　日	連携施設	渡里保育所
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	備　考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり，補助者・調理員あり
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等		

※家庭的保育事業 託児るーむ　りあんは，令和７年４月１日から休止しています。

5	施設名	内原ベビーセンター　げんきっず		所　在　地	内原町1064番地	
電話番号		259−2152	定　員	5	HP	https://www.u-babycenter.com/
		平　日	土	休　日	連携施設	内原認定こども園
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	備　考	補助者（保育士資格あり）・調理員あり
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等		

6	施設名	保育ルーム　ひなた		所　在　地	元吉田町	
電話番号		080−9981−8236	定　員	3	HP	https://www.hoikuroom.com
		平　日	土	休　日	連携施設	白梅保育所
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	備　考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり，補助者・調理員あり
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等		

7	施設名	こはく保育室		所　在　地	東台	
電話番号		291−3862	定　員	5	Instagram	kohaku_hoiku2020
		平　日	土	休　日	連携施設	城東保育所 認定こども園水戸英宏平須幼稚園
開設時間		8:00～17:00	8:00～12:00	—	一時預かり	○
延長保育		応相談	利用者負担金の他にかかる費用	延長保育料金等	備　考	補助者（保育士資格あり）・調理員あり

7－10 地域型保育事業（小規模保育事業）

(1)　生後２か月から３歳になる年度の３月末までの児童が対象です。

(2)　定員19人以下の少人数で低年齢児をお預かりします。

【参考】●表の見方→19ページ　●申込みの方法→５～７ページ　●利用者負担金→15ページ

※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名（法人名）	スマイルハウス水戸（株式会社 関東ホームサービス）		所在地	笠原町978番地の39　ロゼオ水戸店内	
電話番号		303－5359	定員	19	ＨＰ	http://mamasmile.jp/mito-hoiku/
開設時間		平日	土	休日	連携施設	ひばり保育園
最長開設時間		7:30～19:30	7:30～18:30	—		
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	教材費，絵本代，行事費等
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—		

2	施設名（法人名）	白ゆり保育園（株式会社 サンライズ）		所在地	堀町832番地の１	
電話番号		254－1188	定員	19	ＨＰ	http://www.shirayurihoikuen.com
開設時間		平日	土	休日	連携施設	認定こども園赤塚幼稚園 認定こども園渡里幼稚園 常磐大学こども園 堀あさひこども園 すずらん石川保育園 どんぐりの友保育園
最長開設時間		7:00～19:00	7:00～19:00	—		
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—		
保育標準時間		7:00～18:00	7:00～18:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	教材費（ノート代等）

3	施設名（法人名）	よつ葉ナーサリー（社会福祉法人 よつ葉会）		所在地	吉沢町699番地の４	
電話番号		388－2017 080－8037－3539	定員	19	ＨＰ	http://yotsubanursery.com
開設時間		平日	土 ※よつ葉吉沢保育園でのお預かりです	休日	連携施設	よつ葉吉沢保育園 石川保育園
最長開設時間		7:30～19:00	7:00～18:00 （月２日程度）	—		
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30 （月２日程度）	—	利用者負担金の他にかかる費用	行事費，教材費，絵本代等
保育標準時間		7:30～18:30	7:00～18:00 （月２日程度）	—		

4	施設名	ちゃいるどはうすNido&Infant		所在地	見和１丁目321番地の７	
電話番号		297－1200	定員	19	ＨＰ	http://www.childhouse.ed.jp
開設時間		平日	土 ※連携園でのお預かりです	休日	連携施設	ちゃいるどはうす保育園 ちゃいるどはうす森のほいくえん
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—		
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	連絡帳，おさんぽ帽子，手さげバック，オムツ定額制（処理代含む）等
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—		

5	施設名(法人名)	みのり保育園（社会福祉法人 三愛福祉会）		所在地	愛宕町３番４号	
電話番号		239－3744	定員	12	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/
開設時間		平日	土	休日	連携施設	ひかり保育園 常磐大学こども園 認定こども園水戸英宏愛宕幼稚園
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～18:30	—		
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	実施している事業	一時預かり
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	教材費等

6	施設名(法人名)	キララかわわだナーサリー（NPO法人 キララこそだて支援センター）		所在地	河和田町1193番地の５	
電話番号		291－3971	定員	19	HP	https://kirarakids.org
開設時間		平日	土	休日	連携施設	認定こども園聖母幼稚園 第二めぐみ保育園 認定こども園水戸英宏愛宕幼稚園 認定こども園水戸英宏平須幼稚園
最長開設時間		7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30（祝日のみ）		
保育短時間		9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00（祝日のみ）	利用者負担金の他にかかる費用	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30（祝日のみ）		

7	施設名(法人名)	かしわノ木県庁前保育園（株式会社 アルケミスト）		所在地	笠原町416番地の３	
電話番号		297－3383	定員	19	HP	http://kashiwanoki.jp/
開設時間		平日	土	休日	連携施設	認定こども園少友幼稚園 見和めぐみ保育園 すずらん保育園 すずらん石川保育園 彩の国保育園
最長開設時間		7:30～20:00	7:30～20:00	—		
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—		
保育標準時間		8:00～19:00	8:00～19:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	—

8	施設名(法人名)	のぎくhope保育園（社会福祉法人 新水会）		所在地	城東１丁目４番20号	
電話番号		297－7757	定員	12	HP	—
開設時間		平日	土	休日	連携施設	のぎく保育園
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—		
保育短時間		8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	—
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—		

9	施設名(法人名)	梅の香保育園（一般社団法人 育仁会）		所在地	赤塚１丁目1996番地の31	
電話番号		297－7202	定員	19	HP	http://umenoka-hoikuen.jp/
開設時間		平日	土	休日	連携施設	泉町保育園 認定こども園赤塚幼稚園 認定こども園聖母幼稚園
最長開設時間		7:30～19:00	7:30～19:00	—		
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	教材費500円／月
保育標準時間		7:30～18:30	7:30～18:30	—		

10	施設名(法人名)	ちゃいるどはうす小さなおうち（社会福祉法人 地球の子ども会）	所在地	笠原町511番地の１	
電話番号	244－0005	定員	19	ＨＰ	http://www.childhouse.ed.jp
開設時間	平日	土 ※連携園でのお預かりです	休日	連携施設	ちゃいるどはうす保育園 ちゃいるどはうす森のほいくえん
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—		
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	連絡帳，おさんぽ帽子，ナップザック，オムツ定額制（処理費含む）等
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

11	施設名(法人名)	ほうとくＬＡＬＡ保育園（社会福祉法人 晴芳会）	所在地	河和田町3961番地	
電話番号	252－1560	定員	19	ＨＰ	—
開設時間	平日	土	休日	連携施設	ほうとく保育園
最長開設時間	7:00～19:00	7:00～19:00	—		
保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	おたよりケース等
保育標準時間	7:00～18:00	7:00～18:00	—		

12	施設名(法人名)	すくすく小規模保育園（社会福祉法人 かのう福祉会）	所在地	笠原町1861番地の４	
電話番号	350－7056	定員	19	ＨＰ	http://www.ans.co.jp/n/kasahara/sukusuku/outline/html
開設時間	平日	土	休日	連携施設	笠原保育園
最長開設時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		
保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	個人用品代等
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

13	施設名(法人名)	すぎのこ住吉保育園（株式会社 Cedar Child）	所在地	住吉町50番地の15	
電話番号	350－6303	定員	19	ＨＰ	https://cedar-child.com/
開設時間	平日	土	休日	連携施設	認定こども園あさひ幼稚園 元吉田さくら認定こども園 見和めぐみ保育園 認定こども園水戸英宏平須幼稚園 河和田幼稚園※
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～19:00	—		
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	入園時備品代等

※３歳到達時に，河和田幼稚園へ転園をする場合は，河和田幼稚園で転園手続きを行ってください。

14	施設名(法人名)	キッズフィールド吉沢町園（株式会社 ＪＦＡ）	所在地	吉沢町295番地の１	
電話番号	350－5320	定員	12	ＨＰ	http://japan-future-aid.com/
開設時間	平日	土	休日	連携施設	認定こども園みどり幼稚園 常磐大学こども園 笠原保育園 ときわの杜保育園 さんさん保育園 河和田幼稚園※
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—		
保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	帽子代638円， おむつ処理1,200円／月

※３歳到達時に，河和田幼稚園へ転園をする場合は，河和田幼稚園で転園手続きを行ってください。

15	施設名（法人名）	こばとスイート保育園（社会福祉法人 こばと福祉会）	所在地	元吉田町2983番地の２	
電話番号	297－6088	定員	19	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/
開設時間	平日	土	休日	連携施設	こばとラブリィ保育園
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～19:00	—	実施している事業	一時預かり
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	—
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

16	施設名（法人名）	みおんナーサリー（社会福祉法人 三愛福祉会）	所在地	平須町1218番地	
電話番号	297－3908	定員	12	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/
開設時間	平日	土	休日	連携施設	ルミエール保育園 常磐大学こども園 認定こども園水戸英宏平須幼稚園
最長開設時間	7:00～18:30	7:00～18:00	—		
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	実施している事業	一時預かり
保育標準時間	7:00～18:00	7:00～18:00	—	利用者負担金の他にかかる費用	教材費等

17	施設名（法人名）	すまいるキッズ緑岡保育園（社会福祉法人 美成福祉会）	所在地	千波町2362番地の13	
電話番号	241－0111	定員	19	HP	http://biseihukushi.com
開設時間	平日	土	休日	連携施設	元吉田さくら認定こども園
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—		
保育短時間	7:30～15:30	7:30～15:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	—
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

18	施設名（法人名）	つぼみさくyume保育園（社会福祉法人 豊心の会）	所在地	笠原町656番地の１	
電話番号	297－4151	定員	19	HP	—
開設時間	平日	土	休日	連携施設	つぼみさく保育園
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～19:00（祝日のみ）		
保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30（祝日のみ）	利用者負担金の他にかかる費用	教材費，個人購入品代（帽子等）
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～19:00（祝日のみ）		

19	施設名（法人名）	すぎのこ見和保育園（株式会社 Cedar Child）	所在地	見和１丁目307番地の８	
電話番号	350－2330	定員	19	HP	https://cedar-child.com/
開設時間	平日	土	休日	連携施設	認定こども園あさひ幼稚園 常磐大学こども園 見和めぐみ保育園 認定こども園水戸英宏愛宕幼稚園 河和田幼稚園※
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～19:00	—		
保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	利用者負担金の他にかかる費用	入園時備品代等

※３歳到達時に，河和田幼稚園へ転園をする場合は，河和田幼稚園で転園手続きを行ってください。

8 施設一覧（令和８年４月１日予定）※各施設に振られている番号は，裏表紙のマップに対応しています。

		No.	施設名	所在地	電話番号	開設時間（平日）	休日保育
幼稚園	市立	1	緑岡幼稚園	見川町2563番地	241－1319	概ね9:00～16:00	—
		2	国田幼稚園	下国井町2595番地の１	239－7401	概ね9:00～18:00	—
		3	酒門幼稚園	酒門町1245番地の３	247－7980	概ね9:00～16:00	—
	私立	1	水戸幼稚園	緑町３丁目９番36号	221－6084	8:00～18:00	—
		2	吉田幼稚園	元吉田町1977番地の34	247－5556	7:30～18:00	—
		3	河和田幼稚園	河和田町1183番地	251－3154	8:00～18:00	—
認定こども園（幼稚園型）	市立	1	石川認定こども園	石川４丁目4037番地の６	252－2990	8:00～18:00	—
		2	浜田認定こども園	浜田１丁目１番２号	221－5268	8:00～18:00	—
		3	常磐認定こども園	西原１丁目３番65号	221－6426	8:00～18:00	—
	私立	1	認定こども園フレンド　少友幼稚園	備前町５番36号	221－0781	7:30～18:30	—
		2	認定こども園あかつか　赤塚幼稚園	赤塚１丁目1997番地	251－9203	7:30～18:30	—
		3	認定こども園わたり　渡里幼稚園	堀町958番地の４	231－5920	7:30～18:30	—
		4	認定こども園　大塚ひのまる幼稚園	大塚町1583番地	251－8517	7:30～18:00	—
		5	認定こども園　あさひ幼稚園	渋井町254番地	231－5732	7:30～19:00	—
		6	認定こども園あたご　水戸英宏愛宕幼稚園	愛宕町10番５号	231－1360	8:00～18:00	—
		7	認定こども園ひらす　水戸英宏平須幼稚園	平須町1820番地の116	241－3376	8:00～18:00	—
		8	認定こども園　聖母幼稚園	五軒町２丁目４番32号	225－6200	7:45～18:00	—
		9	認定こども園　愛恩幼稚園	南町３丁目４番44号	221－5027	7:30～18:00	—
		10	認定こども園　みどり幼稚園	元吉田町2649番地の２	247－5657	7:30～18:30	—
認定こども園（幼保連携型）	市立	1	常澄認定こども園	大串町789番地の２	269－4592	7:30～19:00	—
		2	内原認定こども園	内原町720番地の１	259－4656	7:30～19:00	—
	私立	1	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園	中丸町2052番地の17	253－3891	7:30～19:00	—
		2	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園分園 チャイルドランドナーサリー	大塚町1863番地の186	254－2711	7:30～19:00	—
		3	認定こども園グレイスリリー ヴィクトリアナーサリー	姫子２丁目751番地の17	253－5553	7:30～19:00	—
		4	認定こども園フォレストリリー リリーの森幼稚園	内原町1397番地の３	259－2585	7:30～19:00	—
		5	元吉田さくら認定こども園	元吉田町1833番地の44	350－7001	7:00～20:00	○
		6	常磐大学こども園	見和１丁目425番地	232－2680	7:30～18:30	—
保育所	市立	1	白梅保育所	元吉田町3250番地の１	304－2070	7:30～19:00	—
		2	杉山保育所（令和12年度末廃止予定）	三の丸３丁目12番５号	221－7219	7:30～19:00	—
		3	新原保育所	新原２丁目６番20号	251－2262	7:30～19:00	—
		4	緑岡保育所	見川町2131番地の1519	241－0707	7:30～19:00	—
		5	城東保育所	城東２丁目６番39号	231－5972	7:30～19:00	—
		6	平須保育所（令和11年度末廃止予定）	平須町1820番地の７	241－1172	7:30～19:00	—
		7	渡里保育所	堀町480番地の７	224－8908	7:30～19:00	—
		8	若宮保育所　※募集停止	若宮１丁目10番30号	226－3923	7:30～19:00	—
		9	河和田保育所	河和田３丁目2536番地の２	253－1482	7:30～19:00	—
		10	双葉台保育所（令和12年度末廃止予定）	双葉台２丁目19番地	252－8749	7:30～19:00	—
		11	一の牧保育所　※募集停止	見川町2131番地の1741	243－8899	7:30～19:00	—

※市立若宮保育所及び一の牧保育所は，令和８年度４月利用分から新規の募集を停止します。

		No.	施設名	所在地	電話番号	開設時間（平日）	休日保育
保育所	民間	1	聖光学園保育部	新荘１丁目４番８号	221－3973	7:30～19:00	—
		2	ひので保育園	元吉田町720番地の２	248－3584	7:00～18:30	—
		3	見和めぐみ保育園	見和２丁目198番地の５	252－2583	7:00～19:00	—
		4	すみれ保育園	飯島町1170番地の２	252－2781	7:00～19:30	—
		5	ひかり保育園	袴塚１丁目５番18号	221－0301	7:00～19:00	—
		6	千波保育園	千波町2831番地の19	241－7347	7:30～19:00	—
		7	すみれ第二保育園	開江町478番地	251－0515	7:00～20:00	○
		8	こばと保育園	千波町2600番地の４	353－6155	7:30～19:30	○
		9	こばと保育園分園	千波町777番地	244－0020	7:30～19:30	○
		10	葉山保育園	千波町1688番地の３	243－0296	7:30～19:00	—
		11	ひばり保育園	平須町1824番地の22	243－1410	7:15～19:15	—
		12	すみよし保育園	住吉町115番地の１	247－8144	7:30～19:00	—
		13	石川保育園	石川１丁目3974番地	252－4007	7:00～20:00	○
		14	こばと東保育園	渋井町402番地	226－4555	7:00～19:00	○
		15	こばと東保育園分園	浜田町54番地の２	231－2095	7:00～19:00	○
		16	のぎく保育園	酒門町5038番地	225－6692	7:00～19:30	—
		17	わかな保育園	根本２丁目582番地	231－8456	7:00～19:00	—
		18	笠原保育園	笠原町1827番地の３	243－2439	7:30～19:00	—
		19	はーとぴあ保育園	大塚町1803番地の１	251－1670	7:30～19:30	祝日のみ
		20	けやき台保育園	酒門町1578番地の８	304－3311	7:30～19:00	—
		21	つばさ保育園	鯉淵町2066番地の14	257－0303	7:00～19:00	—
		22	小吹保育園	小吹町2305番地の１	305－4154	7:00～19:00	—
		23	ちゃいるどはうす保育園	笠原町150番地	241－5007	7:30～19:00	—
		24	スワン保育園	東原３丁目２番６号	303－3337	7:00～19:00	祝日のみ
		25	ほうとく保育園	河和田町3961番地	306－8860	7:00～19:00	○
		26	ときわの杜保育園	元石川町2534番地の２	306－8296	7:30～19:00	—
		27	第二めぐみ保育園	河和田町425番地	303－5007	7:00～19:00	—
		28	堀あさひこども園	堀町209番地の１	303－5551	7:00～19:00	○
		29	ルミエール保育園	平須町1218番地の１	239－3806	7:00～19:00	—
		30	ちゃいるどはうす森のほいくえん	平須町2366番地の１	246－6300	7:30～19:00	—
		31	つぼみさく保育園	笠原町400番地の３	291－4152	7:30～19:00	祝日のみ
		32	うちはらスワン保育園	鯉淵町2222番地の１	259－3481	7:00～19:00	祝日のみ
		33	すずらん保育園	浜田町443番地の１	224－6001	7:30～19:30	○
		34	ユーアイほいくえん	吉沼町1447番地の１	297－1211	7:00～19:00	○
		35	元気の森保育園	東野町620番地の４	353－7311	7:30～19:00	○
		36	桜ノ牧保育園	小吹町2053番地の33	350－7550	7:00～20:00	○
		37	百合が丘ひまわり保育園	元石川町926番地の９	350－1772	7:00～19:30	○
		38	泉町保育園	泉町２丁目４番28号	303－6644	7:30～19:30	○
		39	こばとラブリィ保育園	元吉田町2981番地	246－6611	7:30～19:00	—
		40	はぐくみの森あさひ保育園	渋井町247番地の５	303－6086	7:30～19:00	—
		41	はーとぴあ保育園桜ノ牧	小吹町1995番地の１	305－1181	7:30～19:30	○
		42	わくわくの森保育園	堀町2296番地の７	353－7780	7:30～19:00	○
		43	すずらん石川保育園	石川１丁目3858番地の１	306－7177	7:30～19:30	○
		44	彩の国保育園	笠原町1228番地の10	241－8655	7:30～19:00	—
		45	よつ葉吉沢保育園	吉沢町698番地の２	291－8515	7:00～19:00	—
		46	さんさん保育園	米沢町330番地の1	350－2537	7:00～19:00	—
		47	あさひまちなか保育園	南町２丁目５番２号	303－5527	7:30～19:00	—
		48	笠原ひまわり保育園	笠原町1396番地の３	243－9213	7:30～19:00	—
		49	ウォーターリリーナ―サリー	全隈町261番地	350－4504	7:30～19:00	—
		50	どんぐりの友保育園	開江町1623番地の3	353－7381	7:00～19:00	○
		51	こばとリバティー保育園	自由が丘５番43号	350－7600	7:30～19:00	—

	No.	施　　設　　名	所　　在　　地	電話番号	開設時間（平日）	休日保育
家庭的保育事業	1	はーとはうす	見川町2131番地の1586	243－8215	8:00～17:00	—
	2	ベリーベルすずき保育室	米沢町85番地の2	248－2310	8:00～17:00	—
	3	ハピスマイル	千波町	090-6104-4806	8:00～17:00	—
	4	託児るーむ　りあん※（休止中）	渡里町	080-8052-6522	8:00～17:00	—
	5	内原ベビーセンター　げんきっず	内原町1064番地	259－2152	8:00～17:00	—
	6	保育ルーム　ひなた	元吉田町	080-9981-8236	8:00～17:00	—
	7	こはく保育室	東台	291－3862	8:00～17:00	—
小規模保育事業	1	スマイルハウス水戸	笠原町978番地の39ロゼオ水戸店内	303－5359	7:30～19:30	—
	2	白ゆり保育園	堀町832番地の１	254－1188	7:00～19:00	—
	3	よつ葉ナーサリー	吉沢町699番地の４	388－2017	7:30～19:00	—
	4	ちゃいるどはうすNido&Infant	見和１丁目321番地の７	297－1200	7:30～19:00	—
	5	みのり保育園	愛宕町３番４号	239－3744	7:30～19:00	—
	6	キララかわわだナーサリー	河和田町1193番地の５	291－3971	7:00～20:00	祝日のみ
	7	かしわノ木県庁前保育園	笠原町416番地の３	297－3383	7:30～20:00	—
	8	のぎくhope保育園	城東１丁目４番20号	297－7757	7:30～19:00	—
	9	梅の香保育園	赤塚１丁目1996番地の31	297－7202	7:30～19:00	—
	10	ちゃいるどはうす小さなおうち	笠原町511番地の１	244－0005	7:30～19:00	—
	11	ほうとくＬＡＬＡ保育園	河和田町3961番地	252－1560	7:00～19:00	—
	12	すくすく小規模保育園	笠原町1861番地の４	350－7056	7:30～18:30	—
	13	すぎのこ住吉保育園	住吉町50番地の15	350－6303	7:30～19:00	—
	14	キッズフィールド吉沢町園	吉沢町295番地の１	350－5320	7:30～19:00	—
	15	こばとスイート保育園	元吉田町2983番地の２	297－6088	7:30～19:00	—
	16	みおんナーサリー	平須町1218番地	297－3908	7:00～18:30	—
	17	すまいるキッズ緑岡保育園	千波町2362番地の13	241－0111	7:30～19:00	—
	18	つぼみさくyume保育園	笠原町656番地の１	297－4151	7:30～19:00	祝日のみ
	19	すぎのこ見和保育園	見和１丁目307番地の８	350－2330	7:30～19:00	—

※家庭的保育事業 託児るーむ　りあんは，令和７年４月１日から休止しています。

水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ

※マップに振られている番号は，各施設の御案内および施設一覧の番号に対応しています。